

平成30年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成30年9月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成30年9月7日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	平成30年9月7日	16時06分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	6番	牧菌綾子	7番	木村照夫		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 川添紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	毛利博司		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	内山十郎		
	教育長	大串和人	定住促進課長	長野一也		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財政課長	平野裕志	会計管理者	酒井智明		
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住民課長	吉田茂喜	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	産業振興課参事	寺崎一生		
こども課長	平川伸子	まちづくり課図書館長	天本洋一			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 末次 明 (1) 豪雨発生など自然災害時の避難対応・安否確認について
(2) 基山町の今後の自然災害への取組について
2. 鳥飼 勝美 (1) タブレット議会について
(2) 災害時の危機管理体制等について
(3) 亀の甲ため池の復旧事業等について
- 日程第2 議案第29号 基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第32号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第33号 町道の路線の認定について
- 日程第7 議案第34号 平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第9 議案第35号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第36号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第37号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 認定第1号 平成29年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 認定第4号 平成29年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 報告第4号 平成29年度基山町健全化判断比率等の報告について
- 日程第17 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第18 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

これより末次明議員の一般質問を行います。末次明議員。

○3番（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。傍聴席の皆様、本日はお忙しいところ傍聴いただき、まことにありがとうございます。

まずは、7月の西日本豪雨、このたびの台風21号、そして昨日の北海道地震でお亡くなりになられた方々や家族の方に対しお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

基山町も2カ月前の7月6日、集中豪雨により甚大な被害に見舞われました。私が抱えておりました基山町のイメージ、自然災害も少なく住みやすいとの考えを変えなければいけないような災害でございました。このことは、日本全国どこで大きな自然災害が発生してもおかしくない状況であり、近年の尋常ではない豪雨、地震、ことしの猛暑、台風の発生の多さ等、日本全体が自然災害と真正面から取り組まなければならない時代になったということを感じます。

また、基山町に大きな災害があれば、日本のどこかでもっと大きな災害が発生していることも考えられますので、国や県の十分な支援に頼ってばかりはいられません。基山町も自然災害に対する安心・安全のまちづくりを根本から見直して強靱なまちづくりをしなければなりません。そのためには、町民自身の安心・安全の意識が変わらなければならないということですし、基山町がどうかかわっていくかでございます。公助、いわゆる国や県、そして町の支援は欠かせませんが、自分の命は自分で守る、自分の家、財産は自分で守る、自分たちの地区は自分で守るという安全意識の改革を私たち町民自身がどう取り組むかでございます。基山町が他の自治体に先駆けて先進的な取り組みで積極的に自然災害と向き合う安心・安全のまちづくりをすることを望んでおります。

私は7月6日当日、午前1時過ぎまで丸林地区にいました。雨が激しくなり自宅に戻ると、自宅前の若基小学校への通学路は冠水しており、下校時の通学路を変更するように若基小学校へ通報に行きました。その後、自宅裏に土砂が崩れてきた、家の前の道路が土砂崩れで通れなくなった、今、トラクターを運転して避難していたら土砂で押し潰された等の電話が頻繁に入るようになりました。改めて丸林地区に戻ると、まさに土砂が濁流となって集落内を流れており、そのときに思ったのは、全員大丈夫だろうか、もうみんな避難されたかどうかということでした。災害発生時から丸林地区で現場の状況を見た者としては、死傷者が出なかったのは幸運であったとしか思えません。

発生以来、役場職員の皆さんの避難所開設、復旧活動、被災世帯に対する対応及び直後に行われた第6区での町長懇談会や丸林地区での住民説明会等、連日の対応には深く感謝申し上げます。特に今回は被災地住民の皆さんのきずな、団結力の強さや、多くのボランティアの皆さんの協力で、全壊の2世帯を除き生活レベルへの復旧も非常に早いものでした。災害現場にしては悲壮感もなく復旧活動に取り組まれておりました。この基山町のよさである地域住民の結びつきの強さこそ、基山町が守らなければならないものであると痛感いたしました。

今議会の一般質問では多数の議員の方の豪雨災害関連の質問が集中いたしました。これは議員の皆さん、お一人お一人が各地域で被災現場を見聞きし、さらに丸林地区にもボランティアとして入られ、被害の甚大さを実感されたからだと思っております。

私は被災発生当日から現在までを振り返り、これでよいのだろうかと思ったことを今後の取り組みに生かしていただくために一般質問をいたします。

質問事項1、豪雨発生など自然災害時の避難対応・安否確認について。

これにつきましては、しっかりと災害を検証し、教訓としなければなりません。被災当日及び今後の避難対応・安否確認について伺います。

具体的な質問の(1)、7月6日の豪雨当日、警報等の避難情報——これは避難所開設、避難勧告、避難指示等でございますが、この発令は決められたマニュアルどおりに行われたのでしょうか。

(2)として、災害時いかに危険区域にいる全住民に安全な場所に避難してもらうかに苦心されたと思いますが、避難情報発令時期、避難所開設時期について町長のお考えをお伺いいたします。

(3)として、7月6日当日に一番不安だったのは、危険区域の住民の皆さんの安否確認でした。一人で避難できない高齢者や要介護者をどうして避難させるのか、町主体で安否確認システムを構築する予定はないのでしょうか。

(4)、基山町役場4階倉庫で備蓄している非常時の食料・水は何人分を備蓄されておりますでしょうか。今回使用した数量はどれくらいなのでしょう。購入費用の総額は幾らかでしょうか。今回の避難所開設で、場所や毛布等も含め反省点はありますでしょうか。

次に、質問事項2でございます。基山町の今後の自然災害への取り組みについて伺います。

7月6日の豪雨災害からの復旧は、これからの基山町の中山間地にある集落のあり方、農林業のあり方、そして町のシンボリック的存在である国の特別史跡である基肆城跡・きざんの存続にかかわる大きな課題です。復旧は個人や地域住民だけでできるものではなく、国、県、そして基山町の支援が必要です。何よりも、町民の理解を得て安心・安全のまちづくりをしなければなりません。

具体的な質問の(1)、基山町には今回被災が集中した丸林地区と同じような危険な地域が多数あります。基山町長として、今後、中山間地域の住民の生命を守り、集落をどう存続させていこうと考えておりますでしょうか。

(2)、町民、そして国や県に基山町の被災状況を的確に伝えること、被害の甚大さを理解していただくことは重要なことです。基山町としてどう取り組まれますでしょうか。

(3)、被災した町民の不安の一つに、復旧——特に民有地、私有地の復旧に係る費用の負担があります。災害に遭った住宅、農地、森林に対する国、県、そして町の支援がどれくらいあるのかがわかりにくいという声を聞きます。町民に対して町としての説明をどのように行っていかれるのでしょうか。

(4)として、火災訓練も必要ですが、今回のような豪雨災害を想定した訓練が必要でないか。実施する予定はありませんでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

末次明議員の一般質問に答弁したいと思います。

きょうで一般質問が終わり、末次議員が11人目になりますが、11人中8人の方から、今

回、災害であったり防災についての御質問をいただいたというふうに認識しております。最後の議員の方も入りますので、12人中9名の方が、今回、防災、災害の話ということで、まさに今回は災害議会、防災議会、非常に大事な議会になったのではないかなというふうに思っているところでございます。

それでは、御回答させていただきます。

1、豪雨発生など自然災害時の避難対応・安否確認について。

(1) 7月6日の豪雨当日、警報等の避難情報、避難所開設、避難勧告、避難指示等の発令は決められたマニュアルどおりに行われたのかということですが、7月6日の豪雨における警報等や避難情報の発令につきましては、気象情報や町内の状況を確認し、総合的に判断した上で、マニュアルどおりに行えたというふうに思っているところでございます。

少しつけ加えれば、丸林については避難勧告から避難指示という手順を踏む前に、勧告の段階で直接的に避難を働きかけるような形をしたということは県の会議でも言ったところでございます。順番どおり避難勧告、避難指示、そしてというふうな話になると時間が間に合わないケースもありますので、あのときには副町長に現場に入ってもらって、臨機応変に陣頭指揮をとっていただいたということでした。

それから(2)、災害時いかに危険区域にいる全住民を安全な場所に避難してもらうかに苦心されたと思うが、避難情報発令時期、避難所開設時期についての町長の考えはということですが、避難情報の発令時期につきましては、避難勧告などの判断・伝達マニュアルをもとに、佐賀地方気象台による気象情報の発表と雨の状況を総合的に判断しております。あとは、河川の水量情報みたいなものも気象庁のほうで出していますので、そういうのもチェックしておるところでございます。また、判断しがたい場合には、直接、佐賀地方気象台の予報官に確認を行う等して、これまでの経験に固執することなく客観的に判断し、速やかに行いたいというふうに思っているところでございます。その柔軟性が大事かというふうに思っております。

また、避難所開設時期につきましては、避難時の2次被害などを避けるために、できるだけ深夜の時間帯を避け、安全に移動できる時期に開設したいというふうに考えているところでございます。これは特に台風とかの場合はそれを強く意識しているところでございます。

(3)、7月6日当日に一番不安だったのは危険区域の住民の安否確認だった。一人で避難できない高齢者や要介護者、そして避難しない住民に対して、避難してもらうための対応策

はあるか。町主体で安否確認システムを構築する予定はないかということでございますが、一人で避難できない高齢者や要介護者については、以前から避難支援の個別計画を作成し、避難支援対応を行ってまいりました。

これまでも何度かそれを動かしたことがあるんですけども、そのときも必ずしも思ったように順調にいかなかったんですけど、今回の豪雨でも、なかなかその部分が十分に計画どおり果たすことができなかったというふうに考えているところでございます。連絡では行っても、具体的に誰かが連れに行くとか、助けに行くまでの計画になっていなかったということでもあります。だから、今後は避難しない住民の安否確認等も含めて、実効性があり十分に機能を果たす、いわゆる誰がどういう役割をして、どういうふうに助けるかという、きめ細かな個別計画等を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。特にレットゾーン地域の危険地域には、まず急いで、なるべく早くこれをつくらなければいけないということで、今もう既に準備に取りかかっているところでございます。

(4)、町役場4階倉庫で備蓄している非常時食料・水は何人分を備蓄しているのか、今回使用した数量はどれぐらいか、購入費用の総額は幾らか。今回、避難所開設で場所や毛布等も含めて反省点はあるかというふうなことでございますが、避難時の食料・水につきましては、人口の5%で、1日3食分として約870人分を備蓄しております。また、今回使用した数量につきましては、食料を760個、水を470本使用しました。平成28年度に更新した備蓄品の購入費用総額は80万7,968円となっております。

避難所開設期間が短期間であったため、特に大きな問題はなかったというふうに考えております。

1点、1区に避難指示を出したときに、もっと多くの方が来る想定をしましたので、体育館をあけるということで、最初、体育館に少人数が入っていただいたんですけども、様子を見ますと、やっぱりなかなか避難されてこないということで、管理上、町民会館にこの人数であれば一本化したほうがいいのかということで、町民会館に一本化したという経緯が今回の中でございました。そういうふうなものは反省点として、その辺の人数の予測なんかもこれからやっていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

また、あと体育館ですと床が非常にかとうございますので、今回もし多くの人数で体育館だった場合には大変だっただろうなということもありますので、今後はそういうこととも含

めて、武道場の活用であったり、いろいろなことを考えていかきやいけないかなというふうに思っているところでございます。

それから、避難所が長期になる場合は、マックスバリュ九州、それからコカ・コーラウエストジャパン等、多くの企業と災害応援協定を締結しておりますので、食料品や飲料水の確保ができるような準備はしているところでございます。今回も電話連絡で、もし長引くようなことがあったらよろしくということで、それぞれの企業数社に対して協力要請までは行っているところでございます。

2、基山町の今後の自然災害への取り組みについてということで、(1)、町には今回被災が集中した丸林地区と同じような危険な地域が多数ある。町長として、今後、中山間地域の住民の生命を守り、集落をどう存続させていこうと考えているのかということなんですが、丸林地区の被害状況を見ますと、土砂災害特別警戒区域を中心に大きな被害があつているところでございます。このことは、指定された地域は、丸林地区に限らず、今回並みの豪雨、もっと強い豪雨があれば被災される可能性が高いというふうに言えると思います。

そのために、少しでも砂防ダムのハード面の整備は必要だと思いますが、これで完璧を期すということはありませんというふうに思いますので、やはり同様な地区で生活されている方に自助的な意識、自覚をですね、今回恐らくかなりの自覚を持っていただいたと思うんですが、そういった自助的な意識の高揚を図っていただくということが大事だというふうに思っております。それから、うちは安全だと思っている方にも、いかにそういう自覚をきちんと持っていただくようにしていくかというのがこれからの課題かなというふうに思います。

その上で、町はこれまで以上に避難の呼びかけを徹底して個別訪問的なものを、今回も消防団に御協力いただきましたけれども、今後は自主防災組織であったり、各区の関係者の方に協力していただいて、早目早目の避難を促すという体制づくりというのが大事だというふうに考えているところでございます。そういう意味では、そういった講習会、講演会的なものですね、別の議員の御質問にありましたけど、そういうふうなものを10月末ぐらいにやりたいということで今、準備を進めているところでございます。

(2)、町民、そして国や県に町の被災状況を的確に伝えること、被害の甚大さを理解していただくことは重要なことである。町としてはどう取り組むのかということでございます。

町としては、被災直後から国や県に対して被災状況の説明や復旧に向けた要望活動を積極的に行つたところでございます。具体的には、被災のあつた次の週の水曜日、林道寺谷線、

基山（きざん）に登るところでございますが、これに関して林野庁を訪問して直接、早期復旧のための査定前の仮復旧工事の協議をいたして、快諾をいただいたところでございます。そして、次の日の木曜日には佐賀県の関係課に行つてその旨を連絡して、査定前の仮復旧工事がスムーズにできるようにしたところでございます。

林道寺谷線以外の多くの被害、特に丸林地区の被害等に関しては、佐賀県には県知事、それから副知事をそれぞれ別の日にお邪魔して、直接、被害状況の説明や施策の要望的なことを行ったところでございます。佐賀県の教育長につきましては、逆に基山町を訪問いただいて、水門付近の現場を見ていただいたところでございます。やはり国、県の力をおかりすることとは非常に大事だと思っておりますので、これからもそういうものには力強く、力を入れてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

(3)、被災した町民の不安の一つに復旧に係る費用の負担がある。災害があった住宅、農地、森林に対する国、県、そして町の支援がどれぐらいあるかがわかりにくい。町民に対して、町としての説明をどのように行っていくのかということでございますが、被災した場所や状況によって対象となる事業も異なつてまいりますので、今回については災害発生直後から相談窓口を産業振興課に開設して対応してきたところでございます。

また、その開設に先立ちまして、被害があったと思われる4つの区だったと思ひますけど、区長さんに集まっていたいて、災害ごみの回収、それから土砂の回収の仕方等についての説明もやらせていただいたところでございます。

それからまた、何といつても被害の大きかつた丸林地区や要請のあつた区では、農地とか、それから農業用施設の災害については生産組合代表者会議での説明などを実施したところでございます。丸林地区につきましては、被災があつてすぐにボランティアの要望がございましたので、1日明けてすぐにボランティアを2日間、実行させていただきました。それから、丸林地区だけの説明会をやって、役場の関係課長全員そろつて1人ずつに説明して、皆さんが納得いただくまで最後まで説明させていただいたつもりでございます。今後もやっぱり理解をしていただくというのが大事だというふうに思ひます。

それから、ほかの議員のときに御回答しましたけど、全壊した2つの家屋につきましては国の助成の対象にもしていただくようにできましたので、そういったことも含めて、できる限りのことは今後もしていきたいというふうに思ひているところでございます。

(4)火災訓練も重要だが、今回のような豪雨災害を想定した訓練が必要でないか、実施す

る予定ではないかということで、当初の答弁予定では、実施予定はまだ決定していませんがというふうに答える予定でしたが、ほかの議員の質問の中で担当課長が、11月末ぐらいにやりたいというふうに答えておりましたので、11月末ぐらいを目指して、早期に防災訓練をやりたいというふうに思っているところでございます。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

1番目の避難情報の発令についてでございますけれども、気象情報や町内の状況を確認し、総合的に判断して、警報、避難情報をマニュアルどおりに発令したということですが、実際に文書となったマニュアルは存在して、ふだんから使っているのでしょうか。

また、臨機応変にということも必要ですがという回答もありましたけれども、私は臨機応変というよりも、想定範囲を広くして大きく災害というものを捉えることも大事だと思っておりますが、そのためにマニュアルの精度をさらに上げるというのが必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、基山町の地域防災計画がございまして、こちらのほうにそういった判断をしていくということがございまして、それと並行して基山町の避難勧告の判断伝達マニュアルというのを作成いたしておるところでございます。

この分につきましては国が示しておりますところを参考にしておりますので、随時、変わった部分については更新をかけていくというふうな形で考えておるところでございます。実際の判断に当たっては、議員おっしゃるようなところも十分に踏まえたところで、そのときに誤りがないようにということで、まずはマニュアルをきちっと理解しておいて、あとは、あわせて現状をきちんと分析することによって的確な判断ができるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

単純なミスとか、そういうのを防ぐためには、もう知っているからという思いもあるかと思いますがけれども、マニュアルをもう一度こういうときこそ復唱する必要があると思いますので、より精度のアップした基山町独自の災害マニュアルをぜひつくっていただきたいと思っています。

次に、全協の資料でいただいております警報等の発令の日時でございますけれども、7月5日12時8分に災害対策連絡室を、それから7月6日の午前6時に災害対策本部を設置してあります。災害対策連絡室や災害対策本部設置後の各避難情報の発令は、通常どのようなメンバーで構成し、最終判断は誰が行われるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

基本的な判断は、こういった情報を出していくときには対策本部が立ち上がっておりますので、対策本部の中で協議をして発令していくこととなります。最終的な発令の権限としては、町長に御承認をいただいて発令するというところで、発令をしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、対策本部等には町民からのいろんな情報が入ってくると思うんですけれども、町民からの個別の情報提供というのは、対策本部、基山町としては歓迎されるのでしょうか。それとも、ある程度代表者を通じてほしいというふうに思っておりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった本部が立ち上がっているときにあらゆる情報が入ってくることは非常に重要なことだと思います。その中で、いかにその情報が正確なのかという判断も当然行っていく必要がありますので、そういった両方を考えたときには、まずは町民の方でも、裏山であったり、そういったところでお気づきの点があれば御一報いただけたらと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そういたしましたら、やはり一般の方でもこういう災害のときには対策本部なり総務企画課に直通でつながるように、ぜひ広報等でしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そこについては、やはり今回の災害の中でも少し考えていく必要があるというふうに思っていますので、その部分については周知方法を含めて、あと改正の問題あわせて検討していきたいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

次に、いかに災害時、災害前、あるいは災害後に安心・安全に避難をしていただくかというところでございますけれども、丸林の全壊しました2戸の住宅につきましては、災害が発生したときには両方とも家の中にお住まいでございまして、慌てて命からがら逃げたというのが実情でございます。

回答のほうでは、避難時の2次災害を避けるためにできる限り深夜の時間を避け、安全に移動できる時期とありますが、非常に難しい判断だと私も思っております。仮に避難前に人命にかかわる災害が発生したら生命第一だと思いますが、そのときは現場に行き、避難誘導や救助隊要請が必要だと思いますが、そういうお考えはあるのでしょうか。

今回、地震等が北海道でありましたけれども、きのうの夜から災害にあった家屋についてはまだ人がいるということで、夜中も徹夜で救助をしてあると思いますが、基山町でもそういうふうに人命にかかわるということであれば、たとえ2次災害があろうとも、多少は無理してでも人命を救うために要請をされますかということなんですけど。自衛隊なりとか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その御質問の判断というのは非常に難しいところがあると思いますけれども、まずは、そういった地震等の大災害が発生したときには、当然、自衛隊であったり、1次的には国、県に連絡をして町全体の対応をとっていくということになると思います。その中で、必要な機材であったり物資を、いろいろな協定の中で結んでおるところの力をかりながら、そういった人命の救助には全力を尽くしていくこととなると思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それと、対策本部というのは役場の中であって、町長が大体ずっといらっしゃると思うんですが、やはり災害の大きさによっては現場での指揮等も必要かと思いますが、そのあたりというのは、今回は副町長がいらっしゃって何か指示等をされたんですか。副町長はどういうお仕事をされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

災害対策本部では、当然、総務企画課長も町長も動くことはできませんので、私が極力、亀の甲ため池も行きましたし、丸林のほうにはもう本当に、丸林地区の方から私のほうに直接電話も入りまして、私も地域のことはわかっていますので、避難できない方もいらっしゃるというのはわかっておりますので、そういう方も避難させてですね、まずは避難させることが第一と考えましたので、現地に入って一人の方も残さず避難させるということで丸林のほうには行きました。そのときはもう末次議員のほうも入ってありましたので、その方については、そこに私も行くつもりだったんですけども、そのときは地元の方と末次議員が背負って自分たちが来るからという連絡をすぐ受けました。そのとき私は丸林の公民館にはいたんですけど、そういう状況で、私のほうが現場に行っているような情報収集をしながら対応してきたというところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

加えて、逆に言えば、刻々と地域のいろんな情報が入ってきましたので、副町長には大変申しわけなかったんですけど、次あそこがこうなっているみたいな感じで、相当いろいろ——だから、あんまり中にいなくて、ずっと外を回っていただいたような形になっている感じですね。もちろん副町長以外にも、役場の職員の課長クラスで数名はもうずっと外に出ているような状態だったので、そういう形で臨機応変にやらせていただいているところがございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、まだ濁流が流れているときに鳥栖・三養基地区消防事務組合の消防署員の方が救助に来られましたけど、これというのはどういう対応をして、要請か何かされて現場に来ていただいたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

鳥栖・三養基消防署の出動に関しては、私ども対策本部から直接依頼をしたということではございません。まずは、こういった警報等が出ますと分署のほうも常にパトロールを行っております。そういった中で、そうした事象が発生したときに対応する場合もございまして、直接住民の方から御連絡をいただいて要請に応じて救出に向かう場合と2種類ございますので、今回の場合は、状況的には消防のほうも把握をしておったようでございますので、あわせて通報もあったということで現場のほうに行かれたということでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

来ていただいて、いろいろ活動していただいたんですが、きのうどなたかの議員が聞かれた後の回答で、多少、誰の指示に従ったらいいかわからなかったということがありましたけど、これは反省点なんですけれども、今後どのように、消防の方が現地に入られても、じゃ、これをしてくださいというのは、やっぱり町の方がいらっしゃらないといけないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

出動した場面にもよると思いますので、そういったところについては、やっぱり今回の事象について再度、時系列で検証したいと思っておりますので、そういった部分も含めて今後に備えていければというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、これは亀の甲ため池のときもそうだったと思いますけれども、避難していただきというふうにもお願いしても、避難指示であったとしても、なかなか強制力がないというのが一つの課題かと思っております。緊急避難メール、防災無線、広報車でもやっぱり限度があると思います。直接出向いて対応するという方法もありますでしょうが、今回、消防のサイレンは鳴らなかったんですけど、私が聞こえなかったのかもわかりませんが、消防のサイレンなり、消防車のサイレンというのは鳴らされたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

避難勧告を出したときはサイレンを鳴らすようになっておるんですが、今回の場合は鳴らしておりません。この分については6月の広報等にも周知をかけておりましたので、一つの反省点として、今後十分にそういったところ是对応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

サイレンについては、今、大雨とか、そういう場合に避難する場合にサイレンを鳴らすようになっていますけれども、さっき町長が申しあげましたように、11月に避難訓練をすることになるので、開催に向けて目指してまいりますので、今度、避難訓練の中でそういうサイレン吹鳴というものも考えながら、避難訓練を実施していきたいというふうには考えておりま

す。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

やっぱり現場近くでサイレンが鳴ると、町民の方も、これは本当に大変だというふうな思いになりますので、ぜひサイレンについては鳴らしていただきたいと思います。

それからあと、亀の甲地区での避難指示ですね、これに対しても非常に苦心されたと聞いておりますが、どういう言葉をかけると比較的町民の方は避難してくださるというふうな、そういうふうな今回のことで得たものというのがありますか。これはよかったなど、こういう言葉をかけたとか、こういう行動は比較的避難につながったというのがあれば教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その件につきましては、特に報告を受けているわけではございませんけれども、やはり今回、避難指示を出させていただいた1区、特に正応寺、三ヶ敷地区で申し上げるならば、地元の消防団であったり、区長であったり、組合長であったり、身近な方が避難を呼びかけるというのが一番説得力があるというか、目の前の何の災害によって避難しなければならないというのを地元の住民の方に伝えるというのが、一番気持ちとしては伝わるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それと、やっぱり自分の命は自分で守るということで、自己責任、自分で早く逃げるといのが一番だと思いますけれども、先日、読売新聞でしたが、ついておりましたのは、何を一番信頼する情報としているかということ、地元自治体からの情報が避難に一番つながるといふふうに聞いておりますので、今後ともしっかりとした正確な情報を早目に流していただいて避難誘導につなげていただきたいと思います。

次に、7月6日当日、不安だったのが安否確認でございました。もうこの方は逃げられた

のだろうか、あるいはまだ家の中にいらっしゃるだろうか、裏の畑にいて土砂に流されて
いないだろうかというのが心配事の一つでございました。こういうふうな不安を解消するた
めにも、高齢者、要介護者だけじゃなく、一般の方の安否確認システムは必要だと思います
が、安否確認システムを構築するような予定はないでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

やはり全体的な、昨日の地震のような場合では一般住民の方も被災者となる可能性も非常
に高うございますので、そういったシステムをつくっていく必要もあると思いますけれど、
まずは、災害弱者と申しますか、避難時に介助の要る方、そういった部分のシステムをきち
っと構築することが一義的には大変重要になってくるのではないかと考えております。そち
らのほうについては、担当課と民生委員、それから地元の区長と協力をしながら現在推進を
しておるところでございます。

町民全体の安否確認については、それぞれの自主防災組織がございますので、そういった
中で安否確認ができるような、どちらかという、単位とすれば行政組合単位というのが一
番身近な形になると思いますけれども、そういった話し合いを日ごろから持っていただく
ということが、そういった安否確認そのものにつながっていくのではないかと考えるところ
でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それで、今の安否確認のところですけども、回答の中に土砂災害特別警戒区域の住民や
高齢者、要介護者の避難と安否確認が必要だが、実効性があり十分な機能を果たすきめ細か
な個別計画等を作成していきたいとのことですが、これは具体的にはどういうふうな個別計
画を作成されるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

個別計画ということで、高齢者や障がいを持った方、そういう人たちに対しての、一人で

避難することができない方についての支援員等を定めていて、具体的にどの方たちでその方を見守り、避難時に支援を行いながら、どういうふうな形で避難を行っていくか、そういうところを具体化して、そういう個別計画のほうを作成していきたいというところで考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

民生委員とか、いろんな立場の方がいらっしゃるんですけど、同地区に住んであると同じ災害に遭われるということがありますので、そのあたりもしっかりと二重三重の手順を踏んでしていただきたいと思います。

それから、私が安否確認システムというのでイメージをしておりますのは、SNSとかも発達しておりますので、基本機能として、登録された世帯の代表者に対して、例えば役場のほうから、1番を無事に避難されましたか、2番をまだ自宅にいらっしゃいますか、3番目を危険な状態、助けに来てとか、そういうふうに番号等で示して、それを返信すると受ける役場のほうで対応できるというシステムでございます。既に民間の企業とかは社員の安否確認等に使われているようですので、このあたりは研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういったシステムもあると思いますので、そういった部分はシステムを含めて全体的な安否確認をどうしていくかというところの中で検討させていただければというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

まず手始めに、例えば役場職員の方及び特別職とか基山町の役職者の方等を登録して始めてみるもいいかと思っております。

次に、役場4階で備蓄してある非常食料についてでございますけれども、備蓄品につきま

しては使わなくて期限切れで廃棄することが一番理想的な形だと思っております。平成28年度は約80万円の備蓄品を購入したとのことですが、食料品や飲料水は何年サイクルで基本的に入れかえられるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ほぼ5年で使用期限が参りますので、そのサイクルで更新をかけさせていただいておるところでございます。

そういった中で、更新をするに当たっては、ただ単に処分するというのではなくて、やはり防災意識を高めていただくということで、前回の更新の折には各小学校等に配付をさせていただいて、防災に関する説明をして、給食で使うことはできませんでしたが、御自宅に持って帰っていただいて、そういった話もしていきながら利用をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、今回使用した備蓄品というのは、基本的にはもとの数量に戻したというだけなんですか。それとも、やっぱり数が足らなかったとか多かったとかいうことで調整されたということはあるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

備蓄に関しては、佐賀県を含めたところで県内で人口当たりの5%の1日3食分という申し合わせをしております、この平成28年度が第1回目の更新でございましたので、ほぼ全部を更新させていただいたというふうな状況でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それとあと、回答の中で町内にある民間企業との災害応援協定を締結してあると思います

が、具体的な応援内容の説明をお願いいたします。これは全て無償で提供していただけるのでしょうか、それとも優先的に提供していただけるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでもこの応援協定というのは、そういった備蓄品というか、必要なものを優先的に提供していただくということでございますので、あくまでも提供いただいた分についてはお支払いをするというところが原則になっております。

代表的なところで、先ほど町長のほうから回答していただいた分については、主に食料品、水を供給していただくものでございます。

その他、町内にあと2カ所、ホームセンターがございますけれども、ホームセンターについては日用品、それから毛布であったり、あと水の供給をしていただくようにしております。

その他、災害の応援協定につきましては、全体できょう現在で22団体と結んで、いろいろな面で有事のときに御協力をいただくように考えておりますし、今後ともそういった御協力していただける団体等がございましたら積極的に協定を結んでいきたいというふうにご考慮しております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしくをお願いいたします。

次に、今後の自然災害の取り組みについてでございます。

今回、これは全協のときに全員に配っていただきました佐賀県知事宛ての要望書でございますけれども、治山関係——山林ですね、それから基肄城の特別史跡の災害復旧、亀の甲ため池の復旧とございますけれども、これに対しての手応えといいますか、現在進行形はどういうふうになっているのでしょうか、要望に対する回答といいますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

要望していく中で、もう既に今回の9月補正で対応させていただくもの、それから、もう

既に応急工事として対応させていただいた分など数多くあるところでございます。

この中で、唯一、特別史跡の基肆城に関してが、直接的な文化庁及び県の教育委員会等を通じた補助金を利用して復旧していく予定としておりますけれども、この分についてが協議中ということで、今回の補正予算にはまだ反映をされていないところでございます。

それ以外については、治山事業であったり、亀の甲の復旧については、特には国の災害復旧事業を活用して復旧を行っていくというようなところで進んでおるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

町長とか教育長の大きなお仕事の一つが、やっぱり基山町の災害の実情を県なり国の方にしっかりと見ていただき知っていただいて、それなりの不公平感のない対応をしていただくということだと思います。

今回、丸林地区によりますと、災害した翌々日、2日目だったかと思っておりますけれども、既に県の農林課のほうから治山関係のダムをつくるということで、3名の職員の方が危険な中に入っておられましたけど、これを見られた丸林地区の方ですかね、もう来ていただいているのかということで非常に感心してありました。これというのは、どういう経緯でこういうふうに素早い対応をしていただけたのでしょうか。何かこういうふうな連絡をしたから来ていただけたというのがあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいました県との対応ですね。当然うちのほうからも佐賀県の農林事務所のほうにも情報を報告しまして、すぐに現場のほうを見ていただいております。そして、県としてできる治山事業ですね、丸林地区、それから水門の上の坊住地区ですね、そこに対しても素早い対応を今後考えなければいけないということで、農林事務所から佐賀県庁の本課のほうに連絡をとっていただきながら現在も進めていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それと、報告書等によく書いてあります土石流が流れた2本の大きな流れがありますけれども、1つを丸林地区、もう一つを坊住地区と書いてありますが、今後は上のほうの基山（きざん）の山頂付近から流れたのを坊住地区、それから下のほうの民家の横に来た大久保さんですかね、民家のほうに来たのを丸林地区の土石流というふうに呼んでいいんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この部分につきましては、施工する箇所の字名を県のほうが採用いたしております、そういった治山の事業名として県がその地区名をつけておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それから、回答の中で県教育長に水門付近に来ていただいたということが記載されておりますが、発生後、何日後ごろに来られたのか、どなたが同行されて見ていただいたのか、わかりますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

県の教育長のほうに、文化財の関係でこちらのほうから災害報告は随時出させていただきますけれども、その後、教育長が行かれた会議等でも県のほうには報告をしております。そういった中で現場のほうを見ていただいたのが、7月24日に県の教育長、それから県の副教育長と文化財課の課長が来ていただきまして、町長、教育長と教育学習課の担当の私と担当係長のほうで随行して、水門の付近の現場のほうを見ております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

やはりある程度、県なり国の方にも現地に足を運んで見ていただくということは非常に意義があることと思いますが、何か印象に残るような言葉や感想等を述べられましたでしょうか。

か。井上課長、何か気づかれることがありましたか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

実際、私どもは地元の間人として見て、かなりの災害、今までの現状との違いというのは非常に痛感しているところですが、実際、以前の状況に詳しくない県の教育長、副教育長にしても、やはりその現地の土砂災害、それから流木等が水門付近に折り重なった状況ですとか、道路のほうが、既に日にちのほうがたっておりまして、かなりの流水によってアスファルト自体が崩落したりとか、そういった部分の状況を見て、かなり深刻な状況だということは受けとめていただいているというふうに私は感じております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それからあと、県に要望された中で基肄城址跡の復旧についてはまだこれからということでしたが、実際に基山（きざん）への登山コースや史跡めぐりコースというのは、いつごろから登れるようになるのでしょうか。それはもうわかりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山（きざん）への登山については、林道の寺谷線のほうは仮復旧の工事を今進めておられますので、そちらの進捗という形になると思います。

水門から登山口のほうでお話しさせてもらえば、まず、丸林線の復旧のほうが一番優先になってくると思います。その後に、先ほどありましたように、坊住地区の治山事業という部分があります。ダムを建設するんですけれども、基山（きざん）山頂付近からかなり大規模な土石流のほうで今回発生してございまして、それが水門から登山道に登るところまで流されておりますので、登山口付近の通行が今できないような状況になっております。水門付近から上がる部分に関しては、治山事業の工事がこれから始まりますので、そちらの状況を見ながらという形にはなってくるので、具体的にいつごろから水門のほうからの登山コースを使えるのかというのは、ちょっとはっきりした時期のほうはわかっておりません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

わかりましたら早目に広報していただきたいと思います。

それから、基山町は基山（きざん）山頂の向こうの駐車場の上で、例年、草スキー世界大会を開催しておりますけれども、今年度の開催予定に変更はないのでしょうか。その場合の登山口というのは、やっぱり駐車場のほうの、瀧光徳寺のほうからの寺谷線だけなのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

草スキー世界大会につきましては、観光協会が主催ですけれども、公募のほうを始めておりまして、10月13日に開催ということで準備を進めているところでございます。

あとまた、その交通につきましては、瀧光徳寺から基山（きざん）公園につきましては、おかげさまで、仮ですけれども、復旧工事ができておりますので、通行のほうはできるということになっております。ただ、実際、例年ですけれども、交通の混雑があるということで、通行については瀧光徳寺の駐車場をお借りして、そちらからシャトル運行という形で輸送等は考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

よろしく願いいたします。

次に、被災された方の災害復興に係る費用というのは、自宅裏に土砂が崩壊してきたとかいうとき、どうしても自己負担になるわけなんですけれども、どれぐらいの場合によっては補助が出るんだろうかということをいつも聞かれます。

今回、農地、農業用施設等につきましては、ある程度一定の広さがあったり、費用が一定以上かかれば出ますよということで、比較的広範囲に対応していただいておりますが、それでもまだ、それに達しないところの方もたくさんいらっしゃいます。もう出ないところは出ないというのは十分にわかるんですけれども、そういう民有地に対しての出ない場合の

対応について、若干役場の対応に不満を持たれている方もいらっしゃいました。懇切丁寧にというわけにはいかないんでしょうけれども、それなりに不満の出ないようなしっかりした対応をしていただきたいと思います。今回、建設課の方は現場のほうに出てあって測量等をしてある。それから、農林業関係だと産業振興課に問い合わせがどんどん来るけれども、やっぱり現場にも出ていかないといけないということなんですけど、こういう大きな災害があったときに窓口を一本化して、例えば、役場の中の1階に相談窓口等を総務企画課等が窓口となって設けるようなことは考えられなかったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

町長の先ほどの答弁の中にもあったと思いますけれども、被災直後、発生直後については、やはりさまざまな相談があるだろうということで、今回については特に、どちらかというと農林系の問い合わせも多いであろうという判断のもとで、産業振興課のほうにそういった窓口を置かせていただいたところでございます。議員おっしゃるように、窓口の一本化をすることは重要だと思いますので、そういった意味で今回そのような対応をとらせていただいたというところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今回の相談件数とか被災地の種別で統計をとっていただいて、どういう相談があったということをもう一回精査していただいて、窓口、今後もないとは限りませんので、しっかりとした対策をとっていただきたいと思います。

それから、今回の農地、農業用施設等について、40万円未満の工事については支援の対象外ということになっておりますが、これの判断というのはどなたがどこで行われるんでしょうか。大きさ、広さとか金額の査定ですけど。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、農地、農林漁業施設が国の補助制度でございます。そういう基準単価というのが示

されますので、あるいは基準工法といたしまして、全国統一的になるようにそういった復旧工法が示されておりますので、それを使いまして現地の測量をもとにそういった積算を町の建設課のほうでさせていただいております。その後、補助対象の方と40万円未満で補助対象でない方につきましては、通知なり説明なりをしながら御連絡しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それとあと、そういうふうな災害が起こったときに、どうしても実際農地を持っている方とか、今の時期ですと田植えしていて水を確保しなくちゃいけないので、査定前着工といいますか、要するにいろいろ測量が入る前に自分で手直しもしたいんですけど、このあたりというのは査定前着工みたいな形で、ある程度自前で作業するのは認められないんですか。やっぱりそれまでは待つかなくちゃいけないんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、農地施設につきましては金額があったと思います。ちょっと済みません、こちらでは思い浮かばないんですが、金額以上ですね。もう一つは農業用施設、水路みたいにそのままですと水稻の耕作に影響するといったものは、土砂の撤去等はできるようになっておりますので、それは建設課のほうで今回は対応させていただいております。土砂の撤去をするときに、現在、水稻耕作中ですので、道がないとか、そういったところは人力で水の流をつくる程度でさせてもらっているところもございますけれども、そういった査定前着工は重要なもの、必要なものが認められておりますので、そこについてさせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、時間も来ましたけれども、災害はいつ起こるかわかりませんので、しっかりした対応、後ろ向きじゃなくて前向きに災害と向き合っていくつもりで基山町は対策をとっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で末次明議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。私の一般質問が今回の9月定例会の最後の一般質問になっております。これまで11名の方、私を含めて12名の一般質問、全員があったわけですが、町長が先ほど言われましたように、今回は災害議会に等しいと、臨時議会じゃないかというふうに災害関係の質問が多くて、本当執行部の皆さん方も日夜大変だと思います。

そしてまた、雨の中、足元の悪い中、傍聴の皆さん方には多数おいでいただきまして、ありがとうございます。

現在日本、世界といえども、今、非常に災害がどこで起きても不思議でないというふうな災害が起こって、はっきり言って私も73年生きてきておりますけど、今回の基山町で起こった災害、今までにない災害とっております。後で言いますけど、ちょうど65年前、亀の甲ため池が昭和28年、私が小学校1年生だったと思っておりますけど、あれがアウトレットのほうに全部流れていっていたんですよ、今度の場合はこっち側だったですけどね。そういうことで、これが65年ぶりということで、危機対応の、町長も基山の安全・安心のためにも今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今回の質問を3項目行います。

タブレット議会の導入についてということで、2番目として、災害時の危機管理体制等について、3番目に、亀の甲ため池の復旧事業等についての3点について質問いたします。

まず、第1項目めのタブレット議会の導入について質問します。

事務のペーパーレス化が叫ばれ久しい昨今ですが、実際には事務机の上に紙の資料が積み上げられ、会議は資料であふれている。また、議会関係の議案資料等に大量の紙情報が発生している状況です。このことから、この紙情報をタブレット端末を使ったペーパーレス化に

より、経費の削減、業務の効率化、会議の効率化等の観点から、基山町議会におきまして、第4次議会改革特別委員会においてタブレットを使用した町議会を今後検討していくということで決定をいたしているところです。

このことから、昭和29年3月に議会から松田町長に対し、タブレット導入に関する協議の申し入れを行っていましたが、その後の経過等について質問いたします。

(1)町長のタブレット議会導入に対する考えは。

(2)現在、執行部としてのこの問題に対する調査研究はなされているのか。

3番目としまして、(3)平成31年度予算に調査費を計上する考えはないのかについて質問いたします。

次に、2項目め、災害時の危機管理体制等について質問いたします。

今回の危機管理、前の議員も質問してありますけど、私はこれまでの町長等の答弁を踏まえて、この問題について質問させていただきます。

ことし7月に発生した、名称が「平成30年7月豪雨」というふうに命名されております。死者の方も200名を超える大災害になっております。

基山町におきましても、7月6日午後5時10分に、基山町にこれまで発令されたことがない大雨特別警報が発令され、基山町において家屋の全壊2戸、家庭内浸水土砂流入、県道、町道、林道等の農地の被害、亀の甲ため池ののり面崩壊等、未曾有の災害が発生したところでございます。

このことから、今後の防災対策、減災に向けた取り組みが重要であり、その中でも災害情報の迅速・正確な伝達が大変重要と考えますが、今回の災害を教訓として、今後の危機管理について質問します。

(1)「リスク管理」・「危機管理」とは、どのようなものか。

(2)今回の災害で、基山町の「リスク管理」・「危機管理」の機能は十分果たされたのか。

(3)避難勧告等に関するガイドラインと、町民に対する十分な周知を。

(4)危機管理担当部門の新設をすべきではないか。

最後に、亀の甲ため池の復旧事業等について質問いたします。

この亀の甲ため池の一部崩壊につきましても、これまでも一般質問で議員の皆さんから質問がなされておりますが、私は今後の対応、具体的な復旧方法等に絞って質問いたします。

(1)ため池が一部崩落した原因は何か。

(2) 応急仮工事、復旧工事及び改良工事の見通しと各工事の工事費と地元水利組合の負担はどのようになっているか。

(3) ため池の所有権を基山町へ移譲できないのか。

以上について第1回目の質問を行います。よろしく御回答いただきますようお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

長かった一般質問もいよいよ最後で、少し気分的にはほっとしつつも、これから最後の一般質問を気を引き締めてお答えさせていただきたいというふうに思っております。

鳥飼勝美議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、タブレット議会について、(1)町長のタブレット議会導入に対する考えはということでございますが、議会関連資料を電子化することよりペーパーレス化や議会事務の効率化が図れるといった効果はあるというふうに考えております。しかしながら、町執行部自体はパソコンを今1人1台制になっておりますので、それに加えてタブレットというのはどうかということを今考えておりますので、町執行部への導入は現時点では考えていないところでございます。

(2) 現在町としてこの問題に対して調査研究はされているのかということでございますが、まずは昨年度検討依頼があったときに、昨年度、担当係長等が佐賀市、それから、みやき町へ視察を行い、タブレット端末導入によるメリットやデメリット、それから、使用範囲、導入効果、課題等について総務企画課、そして、議会事務局にて協議を行っております。また、本年度も副町長、そして、総務企画課長等が鳥栖市、みやき町へ視察を行い、利用状況についてお話を伺ったところでございます。

(3) 平成31年度予算に調査費を計上する考えはないのかということですが、調査するに当たっては、特にとりたてて予算が必要というふうには考えておりませんので、計上する考えは現在のところはございません。

2、災害時の危機管理体制等についてということで、(1)「リスク管理」・「危機管理」とは、どのようなものかということでございますが、一般的な整理になると思うんですけど、「リスク管理」は、想定されるあらゆるリスクを徹底的に洗い出して、そのリスクが発生し

たらどのような影響があるかを分析し、想定されるリスクが起こらないように、そのリスクの原因となる事象の防止策を検討し、実行に移すことですのでということで、実際に事が起こる前にそれを未然に防ぐためのものというふうな、そういうことでございます。

一方、「危機管理」は、それとは逆に危機が発生した場合に、その負の影響を最小限にするとともに、いち早く危機状態から脱出・回復を図ることが基本になるというふうなことになります。危機が発生したときに何をすればその災害が最小化できるか、危機から早期回復のためには何をすればよいかというのが検討の中心になるというふうに整理しているところでございます。

(2) 今回の災害で、町の「リスク管理」・「危機管理」の機能は十分に果たされたかというふうなことでございますが、十分という言葉がどこまでわかりませんが、今回の災害で町のリスク管理、それから、危機管理の機能は果たせたものと考えております。

一例を挙げれば、例えば、亀の甲ため池ののり面崩壊を一例にして申し上げますと、「リスク管理」としては、まずは災害応援協定というのを国土交通省九州地方整備局と締結していたということでございます。

何でこれが「リスク管理」として適切かという、今回、この協定があったから、すぐに国土交通省地方整備局に連絡をして、このことで被災箇所を調査するに当たり、国土交通省地方整備局の事業を活用して、翌日テクニカルドクター、テックドクターと呼んでおりますが、この分野に九州で一番詳しいと思われる九州大学から安福、そして、三谷両教授を招聘して、その日、土曜日のお昼前には基山に到着していただいて、国土交通省とその2人の先生が現地をくまなく見ていただいて、基山町に多分4時間以上おられたと思いますけれども、的確な被災状況の把握を行い、かつ仮復旧工法をその場で会議を開いて決定したということでございます。

「危機管理」としては、この指導もちろん「危機管理」の一つだと思いますが、この指導を受けて、いち早くまず水位を下げて、ブルーシートを張り込み、そういうことを迅速に行ったことによって、これがまた避難指示を出した第1区地区の住民の方々の帰宅、避難指示の解除というものを可能にすることができましたし、それからしばらくしてまた水位が下がった後に、県道17号線の規制解除につなげることができたというふうな流れでございましたので、この一例をとって見ましても、「危機管理」・「リスク管理」はある程度機能したのではないかというふうに思っているところでございます。

(3)避難勧告等に関するガイドラインと、避難指示等が発令された場合、町民に対する周知はどのようにされているのかということで、この質問は類似の質問がこれまで幾つかございましたけど、今回の豪雨の際に発令した避難勧告等の判断基準につきましては、「避難勧告などの判断・伝達マニュアル」をもとに、佐賀地方気象台による気象情報の発表と雨の状況を総合的に判断しているわけでございます。

今回の豪雨の周知につきましては、防災行政無線やエリアメール、ホームページ、フェイスブック、電話連絡、広報車により情報発信をしたところでございます。

また、避難指示の地区につきましては、地元区長や、それから、行政組合長、それから、地元の消防団等をお願いして周知いたしたところ、そういったことも行わせていただいたところでございます。

(4)危機管理担当部門の新設をすべきではないのかということでございますが、やはり危機管理というのは情報の収集が大事になっておりますので、今まさに総務企画課の場所に気象台と直結した端末があり、情報の収集がそこにあるということと、総務企画課の場所がまさに私、それから、副町長と近接しているということと、業務的にも総務企画課が役場の全体業務を全体的に見渡しているということでございますので、こういったことに加えて、近年の異常気象や災害の発生状況などを考慮して全体的な機構を見直す中でいろいろ考えたいとは思っておりますが、まずは総務企画課の場所にきちんとした司令塔があるということは、今もすばらしいことだと思っておりますし、「危機管理」としては、そういう対応が必要かと思っております。

ただ、入ってくる情報の整理につきましては、今回も3階と2階にそういう情報が総務企画課と建設課と2カ所に入ってきて、地図も2カ所に配置するような形がありましたので、私も2カ所を行ったり来たり見ておりましたので、その部分の見直しについては、今後きちっと入っていきたいと思いますが、当初のいわゆる危機管理担当という司令塔としては、今の形が一番ベストではないかというふうに思っているところでございます。

3. 亀の甲ため池の復旧事業等についてということでございますが、(1)ため池が一部崩落した原因は何かということでございますが、先ほどの九大の先生、それから、しばらくして農政局の専門家にも入っていただいたんですけど、九州農政局や九州大学の専門家による調査でも、周辺の堤体の中に特にクラック等の変状、異常は確認されておりませんので、豪雨による降雨がのり面に浸透して、やや深い円弧すべりが一部崩落の原因となったのではな

いかというふうに考えているところでございます。

(2) 応急仮工事、それから、復旧工事及び改良工事の見通しと各工事の工事費と地元水利組合の負担はということでございますが、応急仮工事は7月26日に完了しております。現在、関係機関と協議をしながら、復旧工事と改良工事ということの2つを並行しながら、うまくつなげるように検討をしているところでございます。

受益者負担金といたしましては、農地農業用施設災害復旧費の9%というのが今の算定上の数字というふうになっているところでございます。

(3) ため池の所有権を町へ移譲できないかというふうなことでございますが、この質問に答える前に、今回のため池の問題につきまして少し整理させていただきますと、まず亀の甲ため池は、今回何がわかったかというか、どう整理できるかという、非常にまず危険なところであるというのが、これまで危険だと思っていたんですけど、やっぱり今回の件があり、それがより現実のものになったというのが一つだというふうに思います。

それから、2つ目は、今、地権者の皆さんが管理しておられますけど、この管理というのが非常に大変であるというふうなこと。

それから、とは言うものの、農業者の方々は水が必要として、河川の水では無理なので、やっぱりため池、あの量必要かどうかは別として水が必要だということ。

4つ目が、とは言いながら、町の財政負担は極力最小限に抑えるべきであるというふうに考えているということ。

そして、最後の5つ目を加えれば、どういう形にしる、町民の皆さんが、みんながある程度納得するようなルールというか、仕組みというか、組み立てをしていかないといけないというふうな、この5つのことを勘案して移譲できないかということに対しての答えといたしましては、まず亀の甲ため池の水利組合の方々がみずから水利権を放棄していただいて町へ移譲していただく必要があると思っております。ただ、そのときに水利権を放棄するからといって水が使えないというわけではございませんので、水を使えることを条件に水利権をきちとした形、水利権だけではなくて地権も含めてになると思いますけれども、放棄していただいて町へ移譲するということは可能になるというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、先ほど申した5つのいろいろな問題があるというふうに思っておりますので、亀の甲の地権者、そして水利権者の皆さん、そして地元の方々、加えて、地元ではない基山町全体の町民の皆さんの合意がきちとした形でとれるような策を考えていく必

要があるのではというふうに思っているところでございます。

以上で1回目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長ありがとうございました。御丁寧に御答弁いただきまして、非常に感謝いたしております。

それでは、まずタブレット議会の導入ということで、私は今こういう答弁されるとはびっくりしたんですけど、と申しますのは、副町長もことしにもよその町村にも研修に行っているし、ずっと並行的に検討されてあると思ったけど、ここでは町執行部への導入は考えていないと、しませんよと。それはなぜかといったら、パソコンを持っているからと。この理由がどうもわからなかった。そうなれば、今、佐賀市、鳥栖市、みやき町、久留米市、この近辺は全部タブレット議会をやっているんですよ。パソコンを持っていないからやっているんですかね、じゃないと思います。だから、先ほどそういう説明をされたけん、パソコンが職員に1台ずつあるから執行部にはタブレットは導入しないと先ほど答弁されていましたよね。（「鳥栖市は執行部はありません」と呼ぶ者あり）まあ、それはいいです。

だから、そういうことで、というのは、何でそんなに簡単に、もうしないと。ことし副町長はどこに研修に行かれたんですか、市内ということで。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私が行きましたのは鳥栖市と、それから、みやき町に行きました。鳥栖市は議会のみタブレットの導入とされております。鳥栖市は全く執行部は必要ないということで、入れる気もないということでございます。ですから、議会のほうはタブレットしかないし、執行部は今までどおり私たちみたいな紙を持っているということでございます。

鳥栖市で研修を受けた中では、議会だけが入れているところは半分——入れているところのほうが少ないような言い方を鳥栖市はしていました。だから、執行部は入っていないほうが多いんじゃないですかというような話はしていました。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答弁の中で、現時点ではと申したのは、まずはパソコンとかそういう情報機器の持ち込みを議会で許してくださいというのが先だと私は思って、みんなが使いこなせるようになってやらないと、そんなにうまくいかないんじゃないかなというふうに思っているんですね。職員の中でも、そんなにみんながタブレットを使えるわけではないので、そういう意味で言うと、そういったところをきちんとやっていきたいというのが執行部のほうは現時点ではという、そういうことなんですけどね。

多分、そういうことになってくると、やっぱり2台というのはおかしいと思うので、持ち運びができるような、だんだん執行部の場合はいわゆる持ち運びができるものにパソコンを変えていく、次の更新時期に1台で済ませていくようにしなければいけないので、そういう意味においても時間が少しかかるというふうなことを申し上げております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

わかりました。そう説明してもらおうとよくわかるんですよね。ということは、去年の3月に議長が町長に申し入れしておるとに、だから、今のような状況で議会だけ進めてくださいよ、というのは町長から議長宛てには行かないとですか。もう勝手に当分は町執行部はしませんから議会だけでもタブレット議会は進めてくださいよ、というのを町長が議長宛てに状況変化はこういうふうになっていますということは、通知というか、申し入れとかは全くされないですか。通常、去年の3月に議長から町長に公文書でやっているんですよ。打ち合わせしましょうとしたけど、1年半になっても音沙汰なくて、そういう今、執行部だけ簡単に、それは審議上問題じゃないとですか。二元代表制の地方議会で申し入れしておるとに、それをないがしろにして執行部だけ当分の間しません、あとは議会がしなさいというのは。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答弁の中にもさせていただいたように、ヒアリング等々は総務企画課と議会事務局が協議をしながらやっているわけなので、それが上がってくるのを待っていたんですけど、まだそ

こで特別上がってこない中で今回一般質問があったので、現段階での私の考え方をお示ししたということなので、この考え方を文書にして議長に戻すということは、これから後であれば全然可能でございますので、そのとき言葉足らずにならないように、先ほど言ったように、執行部は逆に言えばパソコン1台で済むようになるような、その更新時期にあわせてやっていくというふうな、そういう形のお答えをさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

やはり公文書で町長あたり来たらですね……何。（「要請は、担当者間での協議を要請しますと」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、酒井副町長が発言しますので、座ってもらってよろしいですか。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

前議長の鳥飼議員からの要請は、協議要請ということで、担当者間での協議を要請しますというのを執行部のほうに要請されているということですので、平成29年3月に導入について協議してくださいというようなことで、導入してくださいというのではありませんので。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、導入してくださいで、この答弁書に書いてあるけん言いよっとですよ、執行部は当面しませんと。今後検討しますか何か書いてあるならいいけど、ここでは今回答には、町執行部への導入は現時点では考えておりません。ということは、当面はしないということでしょう。ということは、どうぞ議会だけやってくださいと。そういう考えの分をやはり議長宛てに出すべきじゃないですか、その決定をされたなら、当分執行部はタブレットを導入しないということをされたら。こういう意思決定をしましたということを町長が言わないと、議会としてもどうしようもないんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の文書自体も私は確認していなかったもので、済みません。ということであれば、文書というよりも協議をしてくださいということなので、今言った話で協議をきちっとさせていただくという、そういう形になると思います。だから、議会事務局を通じて今申したものをきちんとした形で説明させていただきたいというふうに思いますので、私から議長への文書というんじゃなくて、そういう協議の結果というか、こういうことで途中経過ということで整理させていただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ひとつぜひ公文書で、二元代表制のもとでの公文書を避けとる、余りにも進まないものですから、私はどうなっておるのか、来年度当初予算に出るんじゃないかと思っていたんですけど、ここでは予算を出さないということです。

しかし、タブレット議会で本当にメリットがあるのは執行部の皆さん方なんですよ。資料づくりが全くなくなる、当日でも修正できるんですよ、今度の決算資料にしても。もうほとんど、朝ここを訂正したら、そこでして議員さんに見てもらえばよかと。だから、一番メリットがある執行部がこれを導入したくないというのが私は全く理解不能で、鳥栖市がされておらんけんで、なら鳥栖市もされておらんけんでと流れておるばってん、やっぱり時代の流れというか、各自治体はやはり執行部と議会とがタブレット議会ということで、もうほとんどやっているような状況ですから、ぜひその分も含めて議会のほうとも話していただきたいと思いますが、総務課長、何か言いたかことある。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私も鳥栖市とみやき町のほうを少し視察も含めて勉強させていただいたところでございますけれども、今、議員のほうがおっしゃった作成に当たっての印刷の手間とかは非常にやっぱり省力化をされるということで、そういった意味での時間短縮にはつながるものと思っております。ただ、実際の議案を作成したり資料を作成したりの部分については、これまでと同様につくるわけでございますので、更新という形になるのか印刷という形式でお出しするのかの違いですので、そこに対する実際作成をしておる者の手間というのはほぼ変わるもの

ではございませんので、そこだけはお答えをさせていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

よくわかりました。余り担当、総務企画課長としては進まないということですね。

しかし、今後の状況ではやはり、今後やっぱり議会としてはどうするかというのはまた議会のほうでも考えていただきたいと思います。

それでは、2番目に行きます。

災害時の危機管理体制等について、これはもう過去何名の議員さんも質問されておりますので、私も絞っていきます。

ここに先ほど説明がありましたリスク管理と危機管理、クライシスマネジメントの違い、これが大きな、今重要な問題を、ここにもきれいに回答させていただいて、リスク管理と危機管理ですね。端的な例を上げると、亀の甲ため池ののり面が崩壊した、丸林の住宅が全壊した。はっきり言って、これは完全なクライシスマネジメントですね、もう実際起こったんですよ。だから、これはどうしたら、その危険を和らげたり減災したりするのはどうするか、それとか、リスク関係、将来の危険があるから、いろんなリスク関係。そういうリスク関係とか危機管理関係のマニュアルとか、そういうのは基山町はつくってありますか。恐らくないと思うんですけどね。ないと言っては、ありますと言われればそれまでですけど、そういうものを私は作成して、やっぱり今後の総務企画課長なり町長、副町長だけがそれを知っているんじゃないかと、全職員の方がそれを把握してするような、そういう危機管理、リスク管理関係のマニュアルをひとつ勉強してほしいと思いますけど、課長どうですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、総合的なそういった危機管理であったりリスク管理そのものに対するマニュアルというのは作成をいたしておりません。やはりどちらかという、それぞれのリスクに対応するための何とか対応マニュアルであったり計画であったり、そういった形の個別で行っておりますので、そういった意味での総合的なマネジメントをしていく中で、マニュアルまでつくるのかは別にして、そういった危機とかリスクとかを想定したところでの、例えば、職

員間のワークショップであったり、そういったことをすることは非常に重要なことじゃないかなと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

こういう未曾有の災害が起こったときに、なかなか通常は起こらないから、こんなに450ミリも2日間の間に降るということは今まで基山町でなかったと思うんですよ。しかし、あと1時間、50ミリ降っているならば基山町は相当な災害になっていると思うんですよ。きのうの朝の北海道の山が全部崩れているとか、そうなれば、もうはっきり言って基山町の職員の防災担当でも当然間に合わないし、そうなると思いますが、やっぱりそういうことも考えながら、この危機管理、リスク管理のほうも、町長決意のほどをひとつ、これをいい教訓として、そういうまねをして、やっぱり町民の安全・安心を高めていただきたいと思います。

次へ行きます。

2番目です。ここで同じようなことですが、先ほど言いました危機管理、リスク管理が十分果たされたのかというふうな質問をさせていただきましたけど、町長は機能は果たせたものと考えますというように、70点か80点ぐらいいっているというふうな感覚でございます。はっきり言って、そういうふうな思っているのはそれでもいいと思いますが、逆に私から見れば、ほかの議員さんたちもどうか知りませんが、この危機管理・安全管理対応の仕方に私は若干なりの災害対策本部というか、災害に取り組む、町長を初め副町長、総務課長、2つの対応がいかかなというケースを私は身をもって体験しましたので、端的な1つの例としてさせていただきます。

7月6日午後5時30分ごろ、ちょうど私もライオンズクラブで町民会館におりました。それで、町長と会いました。そのときには、もう避難者が続々と入ってきておられました。私はあ那时候、避難者はどんどん入ってきて、机は1個だけだったんですよ。担当者は椅子に座っているんですよ。だから、私はすぐ隣の部屋から机を持ってきて座って書いてもらうように言いましたが、そういう小さなことかと思いますが、その配慮をお願いしたいということで、それで、亀の甲の水利組合の関係者が50分ごろ私に電話をかけて、亀の甲ため池ののり面が崩壊しているからすぐ来てくれということで、そしたら、ちょうどそのと

き町長がいらっしゃいました。町長、亀の甲がと。町長はその当時、状況はある程度把握していたんですね。そのときで、なら災害対策本部は、すぐ受付の人に災害対策本部に連絡ばとってくれと言ったら、受付の課長さんか誰か知らんけど、いや、ちょっと電話はわかりません、済みませんと、災害対策本部に連絡とれません。そしたら、電話がかかった水利権者の関係者が、役場に電話はかかるばってんが、建設課に電話は回された、何番に電話してくださいと。災害対策本部に全く直通の電話がつかない。

先ほど末次議員のあたりでその問題については今後検討しますということですので、それはもうそういうふうにぜひ、大体5時半ぐらいになったら、5時15分ごろになったら警備員室に電話が行くわけですね。だから、それは行かなくて、総務課のほうに直通電話を、そのままするように、それはなぜできなかったんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

その当日は電話交換手も残しておりましたので、対応としては通常の状態に戻しておりました。ただ、先日少し議員さん方にも御説明をさせていただいたところでございますけれども、通常、夜間になりますと警備員が時間外の対応をいたしております。5時半に定時の庁舎内の巡回を行うようにしておりますけれども、そのときに警備員が携帯電話に切りかえをしてしまうと、代表にかかった分が昼間の対応にしておっても警備員のほうにかかってしまうと。そういった状況が出ておりましたので、そこを巡回する10分間ぐらいが、そういった警備員につながってしまったということで非常につながりにくかったという状況はあったと思います。それ以外については通常に戻っておりますので、そういった形で私どものほうに全てかかってきておりましたので、そこについては当然一つの反省点でもございますので、すぐに警備会社のほうに指示をいたしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そういうテクニカル面のあれですね、今度はそういうのがないように、ぜひお願いします。そうせんと、何人もの方が役場に電話をかけても全然、建設課に電話してくださいとかと言われると言ってから、そういうのが出ておりますので、そういう面ですね。

それと、1つは、この基山町の災害対策本部、今回これだけ大水害、災害になろうとは町長、思っていらっしゃらなかったんですね、夕方5時ぐらい、6時ぐらいまでは。私もそんなにとは思ったけど、やはり災害対策本部というのは設置されてあって、私も3階に行っただけですよ、災害対策本部に歩いて。災害対策本部だから、第4会議室かどこかに災害対策本部を持って、そこに消防団の方も行って、いろんな方がいらっちゃって、災害対策本部の会なりそういうのがあると思って行ったけど、総務課のところ、総務企画課長から、町長はおっちゃんかったばってん、副町長が座ったり立ったりしちやっただけです。災害対策本部というのは、設置したら、そういう会議室には常駐というか、特に夜だけ、そこに電話を引き込んだりして外部との連絡を直接できる、そういうシステムには基山町の災害対策本部は現時点では全然なっていないとですか。その点を。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに、例えば、大地震があったときの災害対策本部がよくマスコミで報道されますけれども、そういった形の本部形式をとれるような形には今なっておりません。なぜなっていないかという、まず1つは、防災用の管理システムが総務課のほうに常設しておりますけれども、そちらを随時使いながらやる必要があることから、災害対策本部そのものが、総務課全体が災害対策本部というような形で、本部にもそちらのほうに参って、1つのフロアが災害対策本部ということになっておりますので、今、議員言われたような形にはなっておりません。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それをずっと今後も続けていくつもりで、今のが一番いいというふうに総務課長は考えてあるような今、発言だったですね。そういうふうに理解していいですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

はい、設置場所は別にして、先ほど町長の答弁にもございましたように、本来であれば災

害対策本部で全体を把握する地図などにしても、1カ所にあるべきというふうに思っておりますけれども、そこが2カ所になってしまったり、あと、電話の話にしてもそうですけれども、そういった部分を含めて、場所も含めて、今回を教訓として十分検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そういうふうに答弁をいただきたいと思います。やっぱりそれでもいいというんだったら、これだけ高度化する災害とかも発生するおそれがあります。

先ほどちょっと、きのうの一般質問かどこかで町長が言われましたように、何か消防署も災害対策本部に入って消防職員の方も来られるような、ちらっと。だから、私はそういうことで、基山町災害対策本部には本部長としての最終意思決定者である町長なり副町長、消防団、消防署、佐賀県なり農林事務所なりそういう職員も含めたそういう関係団体が来られたようなスペース、会議室、4階でも1階でも、一番いいのは1階がいいと私は思いますけど、そういうところに災害対策本部のときには常駐して、電話も2回線、3回線ぐらい持つてくるとか、そういう方向でひとつぜひ考えていただきたいと思いますし、町長は幾ら私が言ったってそれは難しいというふうな考えですか。やっぱりそういうふうな今後の災害対策本部のあり方とか、今後検討したいというふうに、その辺の意向だけ聞きます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

答弁の中で、その部分が一番の課題だと申し上げて、特に総務課と建設課に、完全にその2カ所に情報が行くようになってしまったんですね。だから、私は行ったり来たりしよったわけですね。それから、あとは、きのうの御質問のあった避難所もやっぱり気になっていて、避難所と、だから、役場から離れることはないんですけど、その辺をぐるぐる回っていたので、多分総務課にいなかったり、もしくは町長室で各区長と電話をずっとしていたんですね。亀の甲が向こうに決壊する可能性も昭和28年のことがあったのでということで、今傍聴に来られていますけど、1区の区長さんからアウトレットに連絡するよというということだったので、すぐにアウトレットの責任者に電話をしたり、そういうことをやっていたんですけど、

そのときに、今、総務企画課長とも議論をしているんですけど、事前の危機管理は総務課がびしっとやるべきなんですけど、実際回すときの対策本部をどういう形で設置するかというのは、まだいいアイデアが正直、なかなかですね、これで考えてもうまくいかんし、これで考えてもうまくいかんというような感じの今状況なので、なるべく早く、2階と3階との関係がありますので、その辺も含めてきちんとしていきたいなというふうに思っておりますので、そこのところは、ぜひ今後改善していきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございます。結局、これは何もしなくて対策本部だけあるけんと言う人もおるかと思えますけど、やっぱり何もなかったらいいけど、もし何かあったら大変ですので、ぜひこれをお願いしたいと思います。

それと、今ちらっと町長が言われました、結局、65年前ののり面が決壊したときは、県道17号線も何もない、アウトレットも何もない、原野と田んぼだったんですよね。私は毎日遊びよったところで、何もないところだったから、はっきり言って農災の被害しか出なかったんです。今度の場合はアウトレットがある、県道17号線がある。この通行どめをいつの時点やるかというのが、非常に水利権者の方は、水利組合が管理しているから、それが一番怖かったそうです。いつ通行どめにしてくれと。だけど、そういうのが連絡しても災害対策本部には全く行かないと、先ほどの情報で。だから、それこそ災害対策本部の町長が、よし、それなら佐賀警察に言って通行どめにして、アウトレットの代表者にすぐ電話して閉店にしたと、そういう意思命令系統を災害対策本部というところでぜひ構築していくのが本来の筋と思いますので、その辺も十分。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

県道17号線の通行どめについては、最終的には県が判断したんですけども、私が亀の甲に行って水利権者と話して、私のほうがすぐこういう状況だからということで災害対策本部に連絡して、災害対策本部の今ある町長、課長も含めて、その中で話し合っって県に依頼したということでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そのいきさつがまた若干、水利権者の方が直接警察に電話したりしてあるところが若干あるんでしょうけどね。そういうのをひとつ災害対策本部としてぜひ機能していただきたいと思っております。

それと、もう一つだけ、時間がもうあと20分、大事なこと。最後の危機管理担当部門の新設、これは先ほどから町長は非常に長々と答弁していただきましたけど、私はここで職員の方を見て、これだけの12名のうち9名の議員が災害関係を質問してあるのに、総務企画課の担当係長も誰もいらっしゃらない。よそは福祉関係だったら全部来られて、総務企画課長全部1人でこれだけの量のいろんな危機管理の面からいろんな面を総務企画課長1人で、それなら、後でまた担当係長なり下に議会なりそういうのを全部伝えて、そこがちょっと、私は総務企画課長1人で大丈夫やろうかと心配しよっとですよ。そういうところ、私はいつも係長が来てあると思ったけど全然来ない。そいけん、今までずっといろんな議員の質問は課長だけで全部とまって係長まで行っていないのが、ひとつちょっと怖いんですけどね。

だから、そういう面でも町長に言いたいのは、やはり参事級か何か知りませんが、危機管理担当をしていただかんと、危機管理というのは自然災害だけじゃないとですよ。結局、大規模災害、武力攻撃、感染症、環境問題、いろんな災害がどこの課でも横断的にいつあるかわからんとですよ。それを総務消防係の係長だけに、今の状態では総務企画課長1人行くでしょう、ちょっと言うなら。だから、何か感染症のときは健康福祉課長1人、そうじゃなくて、やっぱりそういうのを網羅した危機管理監じゃないけど、そういうのをぜひ考えてもらわんと、基山町は今後いろんな災害とかいろんな危機に立ち会ったときに、本当に行政が麻痺するおそれがあるんじゃないかというふうに危惧しておりますけど、課長、何かどうぞ。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、こういった一般質問のときに係長を同席させていただいておりますのは、議会の御理解もあると思いますけれども、1つは、やはり係長時代にもこういった議場の雰囲気というか、そういったところの答弁であったりとかを経験していただくために出席をお願いして

おるところでございます。そういった中で、今回、特に防災に関しては多くの議員の方々から御質問いただいて、担当係長を全時間こちらのほうに入らせますと、逆にそういった防災の業務が停滞するということもありましたので、私のほうでできる限り答弁させていただくということでも対応させていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

わかりました。だけど、私としては、こういう重要な問題があるのに、やはり担当、はっきり言って裏で勉強しよっちゃうか何か知らんですよ、そういうのはやっぱり住民代表の議員の質問から答えて、私の係長のころの経験から見ると、私は非常にためになったというか、こういうことが今、議題になっているということで勉強のためになりますので、ひとつそれと、ある程度専門的な、ある程度社会人じゃないけど、極端な話、自衛隊出身じゃないけど、そういう人たちとかそういう選択肢、はっきり言って、最初からこういう危機管理監を育成するというのは莫大な、基山町でもできないと思うし、そういう嘱託職員じゃないけど、そういう人たちも町長が得意でしょう、ネットワークづくりがですね。そういう面からも、私は危機管理監といいますか、こういうのをぜひしていただきたいと思います。いや、もうよかです。

それと、総務企画課長、先ほどの末次議員の質問にありましたけど、食料ば80万円ばかり買ったと言ったでしょうが。そういうのの全国町村会の災害補償保険があるのは知っていらっしゃるかどうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

存じております。昨年ぐらいに創設をされて、今年度ぐらいから加入の促進をされてあるようでございます。それこそ保険のような形でございますので、いわゆる費用対効果を見たときにどうなのかということになると思います。

今年度みやき町はいろいろな関係で加入をされてあるようでございますけれども、そのお話を聞くと、そこまでのメリットはないように私としては感じております。どちらかというと、そういう保険に入ることによって、例えば、人件費を気にしなくてスムーズに情報が発

令できるとか、そういうことになっておりますけれども、今の状況からすると、そうメリットはないようでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長は非常に何事にも保守的というか、現状肯定派のようでございますけど、ぜひこれはほかのみやき町も、有田町もよそも入っているんですが、やはりこれは何のためにできたか。結局、スムーズな避難準備勧告をして、避難所経営の避難所の設営費を保険で補填する制度なんです。それも町長が入っていらっしゃる全国町村会の仕事でやっているんです。結局、もうかろうという民間の保険じゃないとですよ。これには地方交付税から普通交付税で措置されるんですよ。それだけ優遇して内閣府が推奨しておるこの保険に、基山町はそういうとは関係なしに、あんまりメリットがありませんということで突っぱねるんじゃなくて、ぜひその保険に入って、もしスムーズに避難して、避難場所の食料とかそういう面とかが補填される保険で、国がして全国の町村長の組織が行っているんですよ。そういうことですから、ぜひ今後検討していただきたい。そういう保険は嫌いと言われればそれまでですけどね。

○議長（品川義則君）

答弁はいいですか。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった部分、今回みやき町とかは加入されてありましたので、そういった状況も十分調査をさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

前向きな回答ありがとうございます。やはり国が推奨し、全国町村会がし、それには普通交付税の算定にもなっているという保険ですので、ぜひこういう保険に入ってもらって、心配なくて避難所を開設して、その費用には保険が出るという方法でぜひお願いしたいと思います。

それでは、3番目に移ります。

亀の甲ため池の復旧事業、これがなかなか、先ほど町長も非常に水利組合の組合員の皆さんと町長並びに産業振興課長、本当いつも水利組合の方と一緒にして前後策をいろいろ検討していただいて本当にありがとうございます。

この問題は一町民というか、これが先ほど言いましたように65年前に崩壊したときは県道17号線もなかった、アウトレットもなかった、ただ原野と田んぼだけだったという、そういうことと今とは状況が全く違うんですよ。だから、私としては安全、管理責任を全部水利組合にするのは大きな間違いと。これはあくまでもそういう状況変化という状況で、亀の甲ため池関係の災害が起こったときの責任は誰と思われませんか。もし災害が起こったときの責任の所在。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでも現状として、亀の甲ため池で申せば、ため池の管理組合が管理をさせていただいて、しかも、所有権としてはため池の管理組合が持つてあるわけですから、そういった管理責任も含めて組合にあるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

基山町地域防災計画第2編第3章第1節にこううたわれています。町長の応急措置、「町長は町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又はこの計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならない。」何かあって、管理がよそのものでも、実際災害があったときは町長がすると書いてあるです。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ですから、町がさせていただいたのは間違いのないわけでごさいます、その費用負担をどうするかというのは書いてございませんので。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと認識がわかりませんが、結局、基山町内でいろんな施設がありますよね。そこで、丸林でも一緒ですけど、そういう災害が起こった場合は、それは当事者責任もあると思いますけど、基山町地域防災計画、ちょっと言うなら日本で北海道の地震ですか、台風ですか、それぞれありますから、あれは最終的には激甚災害法という、政府がはっきり見るんですよ。それだけ重要で、町内何か施設が、橋が潰れた。でも、責任の応急は当事者で、民間会社でもできる能力があるところはありませんけど、できないところについては町長が災害を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならないというふうに総務企画課長がつくったんですよ、基山町地域防災計画第2編第3章第1節。だから、そこんにきが私としてはちょっとずれがあると思うんですよ、同じ亀の甲にしても。だから、そういうところがあるから、総務企画課長は年に1回防災パトロールとか、そういうのをずっとされておるでしょう。あれは、されてあるのは基山町地域防災計画なりで基山町が安全確保のため必要であるかないかを確認するために防災パトロールをやっているんですよ。だからといって、管理責任が水利組合にないとは言っていないですよ。しかし、そういう災害があったときは、亀の甲水利組合がどうしてもできないようなとは基山町が応急的にやる理由があるということを基山町地域防災計画に書いてある。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ですから、水利組合と話をさせていただいて、町が応急工事などの設計もさせていただいてしておるところですし、そこに関しては、それだけの御負担もさせていただくということですので、受益者の部分としては負担もさせていただいているということだと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長には負担の問題とか関係ないでしょう、こっちの問題やけんね。負担の問題だけ総務企画課長は言いよるばってん。

そっちに行きましょう、それじゃ。結局、災害復旧費ですよ。この災害復旧費というの

が非常に問題で、先ほど答弁は9%、応急仮工事と復旧工事と改良工事と3つに分かれていますよね。今されておるのは応急仮工事でしょう。今後、復旧工事があるでしょう。そして、どうあれ改良するならば改良工事があるでしょう。それぞれに水利組合の負担額というのは違うとですか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今、応急仮工事をさせていただいております。この部分については、国の減災事業とかそういうところで激甚災害に指定をされておりますので、この分については、答弁ありましたように9%で負担が生じるところでございます。

それから、あと復旧工事につきましては、また、改良工事も今から関係機関もそうですけども、調整を今させていただいておりますので、その辺でまたはっきりわかり次第、地権者の方と協議をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員、ちょっと座ってください、答弁になっていませんから。（「よか」と呼ぶ者あり）いいですか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この負担の割合が激甚で98.1%と佐賀新聞に載っていますよ。その辺も含めて説明してもらわんと、9%、新聞を見た人は98.1%の激甚災害指定により補助がありますと、1.9%でいいと書いてあるんですよ。佐賀新聞、読まれたことあつですか。読まれたでしょう。だから、そこんにきも含めて、何で9%なのか、ちょっと時間がないからそれはいいですけど、だから、問題は激甚災害に指定されて補助率はかさ上げになっているのは確かです。いろんな条件があるということもあります。だから、その辺も含めて水利権者の方と打ち合わせをしてもらおうということ、復旧工事、改良工事、そういうことはないと思いますけど、水利組合の関係者と工法なりやり方なり、そういうとは十分連絡を密にとっていただかないと、応急仮設工事については、ちょっと情報が業者が勝手にしたり、結局まだ土地なり水利権は水利組合なものですから、そこに勝手に立ち入ったりして測量したりということで不信感があるようですから、その辺は担当課長、そういう業者があったときには注意して連絡を密にして水利権者と情報を共有してやってください。

最後です。さっきも町長が亀の甲ため池の水利組合がみずからの水利権を放棄すれば町へ移譲が可能となりますと。これを読んだときびっくりしたんですよ。そしたら、町長もこれじゃまずいと思って、先ほどからずっと答弁し直してあったと思いますけど、この回答では、町に移譲してほしいならば水利権は全部町にやりなさい、今使っている水は一滴もやりませんよということでもんね。（発言する者あり）いやいや、ここに書いておるですよ。水利権を放棄すれば町への移譲が可能となります、これは裏を読めば、水利権を放棄すれば町が移譲を受けていいということは、水利権を放棄したら、もう水利権は全くないということですよ。

じゃないということ为先ほど町長から、るる説明していただきましたので、そういうことになって、私としては、今後この問題は大事な水利組合の問題もありますし、一番のところは、今、水利組合の貯水時が、満水時の供給面積が46ヘクタール、満水ときは46ヘクタールの田畑を潤える能力があると。しかし、現在は24世帯の組合員で、はっきり言って受益面積は7.5ヘクタールしかない。というのは、一番の大きな問題は、アウトレットのところがずっと亀の甲の水利権でやっていたので、あそこはアウトレットで全然なくなって、もうほとんど水利権は必要ないし、そういうことで、相当な面積が今の満水の必要がないということですけど、その辺について地権者、当方として話し合いとか、そういうのはされたことがありますか。

○議長（品川義則君）

毛利産業振興課長。

○産業振興課長（毛利博司君）

今現在、議員おっしゃいましたように、それだけの受益面積のほうがございます。それと、実際作付のほうが、米も3万7,000平米ぐらいと転作として1万8,000平米ぐらいで、合わせて5.5ヘクタールぐらいは現在作付をされてありまして、あと、今後そういったところの農地を農業振興としても進めていく必要がありますし、また、水利組合の関係者のほうでも担い手となる方も頑張っているということを聞いておりますので、水のほうは必要かと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ここの水利組合の所有権、水利権じゃなくて所有権は4名の方の連名の共同財産になって
いらっしやいますし、この辺、そういう方と十分話をされて、一番大事なのは安全・安心、
あれだけの高い亀の甲の水で、私としても、素人が見てもあんなにためる必要はないと思
いますし、その辺の工法も含めてぜひ話を進めていただきたいとともに、はっきり言って、水
利組合の二十何件の人は毎年あそこの土手ののり面の草切りとかで相当な経費がかかって、
あそこはコイがおりますけど、恐らくコイは飼えないと思います。そうすると、そういう経
費も維持管理もなくなるということで、先ほどから一部負担金のどうのこうのとありました
けど、水利組合の皆さんとしては、それを聞かれたらどうしようもないと思うんですよね。
はっきりそういう資産とかはないというふうな状況ですので、その辺も含めて、はっきり言
って、水利組合の財政運営等も勘案していただいて、負担金の割合といたしますか、先ほどち
よっと説明がっております、何といたしますか、丸林の宅地内の土砂の搬入については町の
ほうでしたというふう聞いておりますし、そういう面も含めた今後の対応をお願いいたし
たいと思って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第29号 基山町地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関する条例
の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

提案理由の説明のときにいただきました資料を読みまして、細かい内容は委員会のほうで
お尋ねするとして、2点お尋ねをいたします。

基山っ子未来館（仮称）の中に、基山町版ハローワークと連携した子育て就労支援施設を
整備するというので、この交付金を活用できたということなので、まず、この連携の体制

の形がもう既にでき上がっているならば具体的にということが1点と、それから、この認定を受けたときに細かい項目で何か縛りのようなものがあったのかなかったのか、この2点お願いします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

ハローワークとこちらの基山っ子未来館のほうが具体的に内容が決まっているのかということなんですけれども、具体的に決まっているものはないんですけれども、この申請に当たって、まず申請のもとになったのが基山町保育所整備基本構想、その中で子育て交流広場のほうで就労事業等も行うというふうに規定しておりました。今回の地方創生拠点整備交付金のテーマが生産性向上でございましたので、この交付金のテーマとしております生産性向上というのは、やはり地域の助成とか、そういうところの活躍というのがちょうどテーマとしても求められているところもございました。一方、基山町では産業振興課のほうでハローワーク設置の動きがございましたので、そこで国が求めていた流れと私どもがやろうとしていることがちょうど合致しておりましたので、そこを申請書に書かせていただきました。

書いた内容というのは、基本構想に出ております、子育て交流広場にいろんな子育て世代の人が来ていただけますと、そこでいろんな相談を受けたりとか就労事業をやりますというふうに書いておりましたので、その相談の中に、子育ての相談とあわせて就労の相談も受けますと。受けた就労の相談につきましては、近場にハローワークができますので、できる予定のハローワークとも連携して働くお母さんたちの支援を行っていきますという内容でございます。具体的な内容はこれからになると思います。

○議長（品川義則君）

縛りとかはないわけですか。

○こども課長（平川伸子君）

縛りにつきましては、こちらの金額が非常に大きかったので、内閣府の外部審査員のほうの審査を受けておまして、その中で有識者のコメントのほうをいただいております、ハローワークの設置の効果や本施設を活用したりカレント教育と保育施設にとどまらない活用策とその相乗効果を具体的にすること、PDCAサイクルを着実に回すことというコメント

のほうをいただいておりますので、これが縛りといえれば縛りになると思います。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

確認ですけど、一応これから具体的に決めるとして、その人的配置でさらに必要になってというようなことはないのであろうと思って聞いたんですけど、やり方によっては、やはり同じ場所にはないので、電話連絡とかメールとか簡単にできるものはあるんですけど、そういうふうなことで、今後、職員ではなくても臨時の方でも要るのかなと、そういうところはまだ検討中ということでしょうかというのが1点。

それから、いただいた基本設計の案を見ていて、こういうふうに連携していく上で使えるスペースというのがどこだろうというふうに、設計図の中で私は見つけられなかったのですが、活用ですから、そこを専用でそのスペースを使っていくというふうには思っていないけど、その辺はどのように……

○議長（品川義則君）

牧菌議員、だんだん小さくなっていますけど。所管でしょう。

○6番（牧菌綾子君）

あ、そうですね。じゃ、それは結構です。（「いや、所管じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

所管じゃないですか。所管と言われたので。所管ではないそうですから、存分にどうぞ。

○6番（牧菌綾子君）

所管ではないです。

○議長（品川義則君）

どうぞ。

○6番（牧菌綾子君）

いいですか。済みません。細かいところは委員会のほうでと思ったんですけど、ちょっとそのところで2点。どのスペースを貸与していくというようなところまでは、いただいているあれではわからなかったのでお尋ねをしたいという。この2点だけです。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

人的配置のほうは今後の検討になると思いますが、基山町保育所整備基本構想のほうでも子育てコンシェルジュというふうな言葉を用いておりましたので、基本的にはそういう方がつないでいくことになると思います。また、具体的な人員とか、そういうものについては今後になります。

あと、どの場所になるのかという具体的な場所ということなんですけれども、まず、子育て交流広場の部分にいろんな方が集まっていますので、ここに来られた方とかが対象になると思います。あとまた、一時保育室ですね、こういうところに来られた方が、例えば子育てコンシェルジュのほうを配置するのであれば、相談をするときにお子さんを預けたまま交流広場に相談できるようになると思います。あとまた、会議室スペースというのがあるので、そこで、いろんな研修とかするときはこの会議室のほうを活用することになると思います。ですので、保育所以外の部分に関しては、広い意味では活用の対象となるというふうに考えております。

また、保育所に関しても、これは単なる町立保育所だとその対象にはなりませんので、この整備交付金の対象となりませんので、保育所自体が、働いているお母さんたちのお子さんを預かっている、ある意味就労支援設備ですので、この保育所に来るお母様たちが子育て交流広場を利用するという意味でいえば、利用者としては全体のほうが対象となるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今回の交付金の申請を受理されての形なんですけど、非常に大きな金額を獲得していただいたので大変ありがたく思っているんですけど、ちょっと二、三確認させていただきたいんですが、この交付金、資料24ページで確認しますと、実施設計と建設工事費と、それから監理業務の委託費が含まれていますけど、それ以外にかかるものというのはないということでしょうか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

今回対象になっておりますのは、建物を建てる行為になっておりまして、建設工事と建設に係る監理業務、この部分が対象になっております。それ以外の部分につきましては、単独の事業の部分となっております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

わかりました。今からやっていく中身の事業は対象外ということですね。

じゃ、今対象となっている部分で、実施設計はある程度終わって建設工事にかかってくるけれども、実施設計の段階で工事費の部分はかなり煮詰めてやりたいと思うんですけど、工事費が上がるとか、そういったものになると、その分の半額が交付金に上乗せされるのかどうか、されないのか。それと、逆に工事費が下がった場合は減額になるのかどうか、そこだけ確認をお願いします。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

今回の交付金につきましては、増になった場合は、今現在の交付金から金額は変わらないというところでございます。余ってくれば、その分そのままお返しするという形の事業になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと1点だけ確認をさせてください。

今回、設置の第1条に地方再生法第5条第4項第1号イの規定によりとあります。いただいた地域再生法の一部抜粋を見ますと、このイの規定のところ、次に掲げるものということで(1)から(5)まであります。これは全てが必須条件なのか、そのうちのどれか1つなのか、どれか1つであれば基山町の場合はどれに当てはまるのか、これをお答えください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、この1つに該当してくると。（「1つ」と呼ぶ者あり）そうですね、複数の場合もあるかもしれませんが、今回の場合はイの、特にいえば(1)、ですから複数あっても構わないわけですが、今回でいえば(1)、それから、(2)に該当すると思われま

○議長（品川義則君）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

非常に単純な質問です。第6条で、基金に関し必要な事項は別に定めると書いてあるんですが、どのようなことがこのあれで想定されるのでしょうか。いつもこういうのを見ていて、そのほかのものはというところがあるんですけど、どんなようなことが想定されるのか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特にここで委任として想定しているものはございません。ただ、やはり不測の事態が出る場合ございますので、そういった部分に対応できるように定めておるものでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第30号 基山町歴史まちづくり推進協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、ちょっとお尋ねしたいと思います。この協議会の設置条例の中に、4ページに秘密保持義務というのがありますけれども、こういう協議会を設置するときには、いつもこの秘密保持義務というのが当てはめられているのですか、それとも今回は秘密保持義務が必要だったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

今回の条例の制定に当たりまして、他市町の状況ですとか、そういったところを参考にしているところなんですけれども、協議会の中で、例えば特定の個人の住宅のお話ですとか、そういった個人情報等々の話が出てくる場合もございますので、今回、条例案の中にこういった秘密保持義務ですね、そういったところを入れさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

わかりました。

次に、歴史的まちづくりの、今から計画し、認定をされるということで、計画の段取りがどこかに書いてありましたけれども、この協議会自体が平成32年3月31日までとなっております、この歴まちを、計画をつくって認定をもらうのは来年3月だったと思いますけど、これはすごく厳しい計画ですよ。以前、私一般質問でもしましたけど、全国で認定を受けているのは去年のときで62カ所ぐらいで、また、実際平成20年から始まって62件で、大変厳しいものがあるんですけど、どうも読んでいますと、そういうふうにして条例自体も平成32年3月31日までとかあるし、その中には再任を妨げないとかあります。ということは、その後も続くというような条例ですよ。この認定がもしもですよ、もちろん認定を受けるのを条件に頑張っていっちゃるとは思いますけれども、万が一認定を受けられなかったら、また引き続きこの計画を続けられるんですか、それとも、どうされるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

計画認定につきましては、資料にもございますとおり、また、議員おっしゃいますとおり、今年度末、平成31年3月までの認定を目指して、今鋭意やらせていただいております。

仮に、3月で認定がもしいただけなかったということであれば、担当課としては引き続き計画の認定に向けてやらせていただきたいと思いますし、あるいはまた、そこまでする必要はないのではないかといった御意見等もございましたら、そこも含めて検討することにはなるとは思いますけれども、現状においては今年度の認定ということで進めさせていただきたい

と思っております。

また、委員の任期につきましては2年間、まず今年度、それから、来年度はもし計画認定いただけましたら、具体的にどういった事業、かなり具体的な話を引き続き協議をしていただくということで、今2年間ということとさせていただきますので、引き続きそれ以降も、計画期間は10年間で予定しておりますので、協議会自体は存続で引き続き協議いただくという形になります。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

なかなか難しい取り組みだなと1つは思っているんですね。

1つ、基山町の中にこの取り組みに合致するのが一体どこなのかというのがわかりづらいですね。歴史的風致をどこに求めていくのかと、そういう建造物というのが基山町にあるのかなというのがまず最初にわかりません。

それから、先ほど、大久保議員言われましたけれども、本当にこれは秘密保持の義務まで課するような条例にしなければならないのかと。これは当然公開されると思うんですね。例えば、公開できない個人情報とか、いろんな部分があったら、その際は非公開にすればいいし、取り組み的には、これは何の委員会、審議会とかにしてもそうですけれども、公務員の方は特にそうですけれども、秘密保持というのは出てくるんですね。私もほかの条例なんか見るけれども、あえてこういうふうに秘密保持にしている条例というのはいくらもないんじゃないかなと、特に協議会とか審議会とかいう部分では。なぜここまでしなければならないのかというのがわかりません。

それと、先ほど10年計画というのとも言われましたけれども、ことしでしたか、これは歴史的風致維持向上計画策定支援業務の委託の入札がされましたね。そこもまた、そういう委託された業者もまたこれにかかわってくるんですね。それと、先ほど言われた歴史まちづくり推進協議会、これはどのようにマッチしていくのかということもわかりませんし、もともとこれを策定するためには、歴史、文化の基本構想を作成しなければならないというのが状況としてあるというふうに私は思っているんですけれども、そうすると、この基本構想の策定委員会を先につくらなければならないという部分もあるのではないかと。

だから、今言われたように、歴史まちづくり推進協議会だけでは基山町の取り組みとして

は不十分な面があるんじゃないのかというふうに思いますけれども、この辺の今幾つか団体も言いましたけれども、どのようなかかわりがあって、今後どのように進んでいくんですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

御質問3点あったと理解しております。

まず1点目、具体的に歴史的風致ですね、保存すべき歴史的風致はどこかというところでございます。

実際、内容的には協議会で御審議いただくんですが、今、当然国との事前の協議をさせていただいております、その中の事務局の原案というところで今、国と協議しております。ちょっと例示をいたしますと、まずは、この歴史的風致、その後の重点区域の設定の核となるのは、基山町の場合は特別史跡の基山（きざん）でございます。基山（きざん）及びその周辺、こういったところをまず歴史的風致と捉える。これがまず一番中心です。

それに関連と申しますか、ほかに挙げるとすれば、そうですね、基本的に、祭祀、風致ですので、建造物、例えば寺社仏閣ですとか、そういったものですとか、それに付随する関連するソフト、活動、例えば伝統的な行事を保存するような活動ですとか、そういったものが想定されますが、歴史的風致とすれば、今想定していますのは、例えば町内でいえば、御神幸祭ですとか、荒穂神社の関係ですとか、あと木山口町、いわゆる長崎街道沿いですとか、あと、これはまだ協議中なんですけれども、大興善寺ですとか、そういったところを今、ちょっと想定をしております。

それから2点目、先ほどの条例の中の秘密保持義務のところなんですけど、考え方としては、この委員の方というのは非常勤の特別職、公務員ということに任期中なりますので、そういったところで、一般の公務員と同様に秘密保持義務というところで定めさせていただいております。

それから3点目、歴史文化基本構想等の関係ですね。こちらについては、実際の担当は教育学習課のほうになるんですけども、考え方としては、歴文構想を先行してというよりも、当然、それは今後まちづくり含めて、文化財保護等どうしていくかというところですので、そこは今後計画の認定をいただきましてから、策定検討していくという流れになるかとは思っています。

あと、委託業務ですね。今コンサルティング業者に委託をしておりますけれども、業務の内容としては、こういった計画案の策定に当たっての情報収集、あるいは資料作成等々といったところでお願いをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

一番最初の重点区域ですね、確かに一つ一つ言われれば、それはそれでわかるんですけれども、果たしてこれを今回の歴史的風致の維持向上として捉えることができるのかというのは、私ちょっと微妙な面があるのかなと実は思うんですね。基山（きざん）も言われましたですね。基山（きざん）、特別史跡になっている部分で、またあえてこれをしなければならぬのかというのがですね。

本来、まちづくりという基本的な大枠の中で、この事業を活用したいんだというのが本音だろうというふうに私は思うんですね。それはそれで、こういう国の施策といいたいでしょうか、これを活用するという部分では大変いいんですけれども、何かそこが大変わかりづらいし、逆に言えば、こじつけみたいになってしまったら、せっかくの歴史的風致の取り組みが少し変形してくるんじゃないのかなという気が実はしています。

それと、先ほど言われました、当然、これにかかわる人は、委任されればいろんな部分について秘密保持は出てくるんですよ。しかしそれをあえて条例に書く必要があるのかという部分なんですね。今までいっぱいこういう協議会はありますね。審議会とかもありますね。基山町、その中でこういうふうに秘密保持義務を書いているというのは、私はあんまりないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、なぜあえてこう書く必要があるのかと。それと、公開するんですからね。公開が原則なんですね。こういうのを書けば、これは何かいかにも非公開にしますよみたいな感じになるんじゃないのかなというのがどうしてもあります。

それから、やっぱり基本構想を基山町はきちっとつくらなければ、今度のこの取り組みがわかりづらくなると。基山町は何をもとに歴史、文化をしていくのかという基本構想ですね。これをどの段階でつくるのかというのも一つは、これは工程も明らかにしないと、2年間でこれをどうかして国の認定を受けたいというふうにありますけれども、これは2年間で認定を受ける一つの前段としてこの基本構想があるんじゃないですか。そうすると、これと並行

して基本構想もまたつくらなければならないのではないのかなというふうに、私は思いますけれども、この辺どうですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

まず、議員おっしゃるとおり、まちづくり、要は長期的な視点に立ってという御趣旨かと思えますけど、当然そこはそういうふうに考えておまして、ある意味、継ぎはぎのような形でなく長期的にどうしていくかということも含めて、そういったところも協議会の委員の方々含めて御意見をいただければというふうに思っております。

それから、会議につきましては、済みません、条例の作り方はあれですが、会議自体を非公開にするという趣旨ではございません。当然、本当に公表ができない個人情報等があればまた別ですが、基本は公開を想定しておりますし、会議の結果につきましては、随時、議事録と資料を公表していきたいというふうに思っております。

それから、基本構想のお話ですけれども、まずは今年度認定をいただくスケジュールで今考えておるんですが、その必要性はあると思っておりますので、今年度といいますか、実際の計画期間の中で並行して策定検討していくという話になるかなと思っております。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

歴文構想については、当初、歴史的風致維持向上計画のほうをまず策定をして、その後に歴文構想のほうをということで、まずこの文化財の部分ですね、今、定住促進課のほうと教育学習課のほうも文化財担当のほうが入って中身を詰めながらやっておりますので、まずはこの計画のほうをきちっとしたものをまず作りまして、そして認定をいただいて、その部分での計画を進めていくと。その後に歴文構想のほうで文化財の部分の保護なり、そういった重要な部分をまたきちっとつくっていくということで、それは文化財担当の県のほうとかとも協議をしながら、現段階ではこの歴まちの計画のほうを優先してやっていくということで話をしているところです。

○議長（品川義則君）

井上課長、歴文構想の正式名称をお願いいたします。そういう正式名称は省略をしないよ

うにお願いいたします。（「はい。済みません」と呼ぶ者あり）歴文構想とは何ですか。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

済みません。歴文構想というふうに言いましたのが、歴史文化基本構想のことです。申しわけございませんでした。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほどからの条例の守秘義務の件でございますけれども、地方公務員については、御存じのとおり、地公法で守秘義務が課せられておるところでございます。そういった中で、一方、委員は特別職の公務員ということになりまして、特段の守秘義務が規定されているわけではございません。そういった中では、委員会を第1回目開催したときに「この会議中の秘密は保持してください」と口頭でお示しする方法もございますけれども、本町としては、ほかにもいろいろな設置条例ございますけれども、あえて守秘義務を課させていただいておるといふような状況でございます。（「地公法」と呼ぶ者あり）済みません。地方公務員法の中で、守秘義務が規定されておりますけれども、特別職についてはないということで、あえて条例の中でその規定を入れさせていただいているというふうな状況でございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

幾つかの質問に私なりの答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、認定がいい方向に今動き出しているのです、なるべく早く認定を受けたいなと思っています。何で認定を急ぐかという、今、きょうの午前中の話題にもなりましたが、基肄城のあの辺の全体の復旧計画が本当に文化財の復旧でやれるかどうかというのは、まだ全くわかりません。ひょっとしたらやれないかもわかりません。最悪、町単でやんなきゃいけないのであれば、それは今年度中に認定を受けたら、来年、この歴まちの補助金を使えるんじゃないかというふうに思っているのです、逆に言えば、計画をつくる前に認定を受け入れるという方向に、今国がそういう方向に動いているので、それはぜひ急いでやりましょうという形になっておりますので、その計画もきちっとその10年間の前半戦で立てていけばいい

んではないかなというのが1点目です。

それから、ものもですね、いろいろなものがありますけれども、これも別に、最初に申請のときに決まっとったやつだけじゃなくて、当然これからずっと協議会でもんでいながら、また議論していきたいと思いますので、そこら辺は整理していきながら、補助金を使う場合だけをきちんと注意深く見ていけばいいのかなというのがそのものについての考え方でございます。

それから、秘密保持については、今申したように、多くの協議会でも、秘密保持の規定とあわせて、今回の歴史風致事業は個別の家の改修とかも対象になっています。もちろん、今どれをやるとか、そういうふうに全く決まっているわけじゃないので、これから決めていくんですけど、個別の個人の家とかも全部対象になりますので、そういう意味でいって、より普通でもそういう秘密保持をやっていますけど、今回もそれをきちんと入れさせていただいているというふうな、そういうことでございますので、そういうことで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

資料の1ページの背景及び目的という点でお尋ねをいたします。

国の認定を受けることで、地域における歴史的風致の維持及び向上を寄与する公共施設その他の施設の整備について国庫補助の対象になるんだというふうなことが書いてあります。

先ほど、重松議員の答弁と重なるとは思いますが、公共施設その他の施設と、先ほど基肄城とか寺社仏閣とか言われましたけれども、宗教法人との関係でその辺に税金をつぎ込んでいいのかと。ちょっと私の理解が間違っておればそれは正していただきたいと思うんですが、具体的にどういうことでしょうか。公共施設としては基肄城だと、その他の施設としてはこういうのが予定されると、その辺、具体的に……そうそう、宗教法人との関係。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

まず、公共施設その他の施設、ちょっと区分して考えます。その他の施設ですので、当然公共施設を含むもろもろの施設ということになります。

まず、公共施設に含まれますのは、庁舎等は当然そもそも想定はされないんですけども、例えば、道路などもこの中に含まれます。公共で整備及び管理をしているもの、例えば、道路の舗装を周辺の環境に合わせて修景といいますか、直していく、そういったものも対象になるというところです。

その他の施設で広く含まれますのが、先ほどおっしゃいましたように寺社仏閣ですとか、あと、先ほど町長のほうからもありました個人の住宅ですとか、この計画の中で歴史的風致維持建造物ですね、ここに含まれるものを想定しております。

宗団法人との関係なんですけれども、これは文化財の考え方と同じになってくるのかなと思うんですけども、当然、特定の宗教団体ですか、特定の宗教に対しての助長といいますか、助成というか、あるいはその他の宗教を圧迫するような、そういった目的であれば当然支出はできないと思いますけれども、今回はあくまで歴史的風致、要はまちづくりに資する観点ということで公金の支出が認められる、法律上もそういった趣旨でできておりますので、そういったところで支出は可能かというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうしますと、その他の施設で、先ほど荒穂神社とか言われました。これは御神幸祭との関係でという形になるんですかね。すると、大興善寺はどういう形、長崎街道はわかりますけど、大興善寺は何と結びつくんですか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

そうですね、結びつき、歴史的風致ですので、そこに人の活動ですとか動きとかいうものが想定をされておるんですけども、例えば、御神幸祭、荒穂神社ですとわかりやすいといえますか、神社を回って、御仮殿までの御神幸の道ですね、ああいった想定があります。大興善寺といえば、ツツジですね。そちらを見に行く流れ、こういったものを想定して、例えば基山駅のほうから大興善寺のほうに向かって、ここを歴史的風致として捉えることはできるのではないかと、そういった話で今国のほうと協議をしてみているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

できるだけ国の補助金が来れば、それは歴史的な風致に役立てるんですけど、そういう点で、補助金を受けるに当たっては非常に緩やかというか、今ちょっとね、大興善寺どうかなというふうな感じもしたんですけども、計画次第では相当のところまでこの補助金の対象になるような、国が認定すればね。自由に使えるような感じがせんでもなかつですけど、こじつけるとい、言い方はちょっと変ですけど、これは適切じゃないとは思いつつ、補助金をもらうためにはいろいろとというような感じもせんでもないんですが、その辺、私の誤解を解くように説明してください。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

その一例で挙げております大興善寺につきましては、基山（きざん）は間違いないといえますか、まさに中核的な施設、風致でありますけれども、大興善寺のところは、今まさに実は協議中といえますか、入れることができないでしょうかというところでお話をしております。ただ、この歴史的風致及び、最終的に重点区域というものは、風致が重なり合った地域というものを認定されることが想定されております。少なくとも核の施設となる基肆城、基山（きざん）、こことのつながりがどういった形であるかというところで各種の風致が計画風致として国として認められるというところで、今まさにお話、協議をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

松石議員に少しでも理解のプラスになればと思ひまして、まず、1つの考え方として、一番わかりやすいのはサイン、基肆城までのサインですね、こっちが基肆城ですみたいな話をまず頭に浮かべてください。今、基肆城の整備計画をやっていて、これは基肆城の範囲内であれば、サインをやる場合はその補助金を使えるわけですね。だから、ある程度まで、基山（きざん）の近くまで行ったら、その補助金が使えていいわけです。あと、中心市街地も今認定を受けているので、駅から中心市街地の範囲内のサインはそれでできるんですね。とこ

ろが、中心市街地を越えて基肄城の史跡の地域までの間は、その2つでは無理なので、歴史的風致事業でいけるようになるというのがまず1つ。そういう考え方を御理解いただきたいというのが1つですね、範囲的な話。

それからもう一つは、今、ポイントで大興善寺と言っているのは、大興善寺を入れたいというだけではなくて、大興善寺まで広げた、いわゆるあそこの2区の範囲まで広げたいという話なんですね。その範囲をまず決めるために、どのポイントが対象になるかというのを今、国とやっていて、またこれが対象になるかならないかというのは、補助金の審査は毎年あるので、うちが好き勝手に補助金を使えるようなことはございませんので、毎年申請をして、そのたびにまた議会にも上げさせていただきなきゃいけないようなルールになっておりますので、そここのところは認定されたら、あとは補助金が自由に使えるというわけではございませんので、そこは十分に御理解いただければと思います。もし大興善寺の地域まで入るとなると、補助金の対象の範囲が広がってくると思いますので、今回のこの歴史的風致事業は道なんかも対象になるので、そういう意味でいうと、対象は広がったほうが可能性が広がるので、今のところは、可能性を広げるために認定エリアを少しでも広げようというふうにしていくところです。

逆に言えば、今回認定エリアに入らないところは、今回の恩恵は一切受けられないというふうな形になってしまうということで御理解をいただければなというふうに思います。少しは御理解していただきましたでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと所管の委員長としてお願いです。これは文書法令に関することなので、今質問がありました秘密保持義務ですね。これは、ほかの協議会の中で、設置条例の中で秘密保持があるやつをよかったら5つぐらい、委員会までに資料提出をお願いできますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

準備をしてお渡ししたいと思いますけれども、委員会資料ということではなくて、議会の追加資料という形で全員の方に提出をさせていただければと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第31号 基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、1つ確認です。改正後の教育職員免許法に、以前の学校教育法の規定によりという部分を整理してあるので、ここで教育職員免許法というのが昭和24年の分で出されておりますけど、平成29年11月17日にも改正がされております。内容的には、取得するために単位の追加であるとか、内容の追加であるとか、割と上がっております。ですが、あえて昭和24年度の分でここに上げてあるということは、この文言整理だけで、支援員に求めるものとしての専門的知識を含めては、この段階でよしとしたということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

済みません、多分一番新しいものではなかったという御指摘だと思うんですけども、一応免状の種類といたしましては、上の表に概要のところを書いてございます教諭、養護教諭、栄養教諭、あと、それぞれ普通免許状、特別免許状、臨時免許状、そちらのほうの内容は変わっていないと思いますので、そちらのほうで御理解いただければと思います。この条文括弧、昭和24年だったのは、特に意識していないものでございました。

○議長（品川義則君）

課長、追加資料ですよね。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

大変失礼いたしました。今説明させていただきましたのは、追加資料でお配りさせていた

いただきました6ページ、7ページの上の表のところに普通免許状、特別免許状、臨時免許状のほうを記載させていただいておりますので、そちらでの説明でございました。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

議案第31号の昭和24年、これは法律番号ですので、法律名称がこうなっていますので、必ず最初にできたときの年号と法律番号が法律の名称になります。これは決まったものです。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと1つだけ。支援員の資格者として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者とありますよね。この人も今度新たに入れますというふうに私は捉えているんですけど、具体的にはどういう人なんですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

具体的には、中学校を卒業した方になります。こちらの放課後児童支援員の資格につきましては、条例の第10条に定めがございまして、その中に現在高等学校または中等教育学校、中高一貫校になるんですけども、これを卒業した方は2年以上の児童福祉事業に従事した者というのがございます。あとは保育士とか社会福祉士の資格とか、今回の条例改正にございました教職免許法第4条に規定する免許状を有する者と、あと大学卒業した者等々、いろいろ定められているんですけども、ここの中に中学校を卒業した方というのが読める規定が明確になかったので、今回、具体的に言うと、対象は中学校卒業の方になります。

○議長（品川義則君）

課長、5年以上放課後児童健全育成事業というものはどういうことですかという質問なんですけれども。平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

放課後児童クラブに勤務された方ということになります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとよっと意味わからんとですよ。5年以上経験した方で、佐賀県知事の研修を受けて合格すれば——合格すればというか、受ければ支援員として扱われますということじゃけん、今度中学校を卒業した人がそういう対象になるとか言われていますけど、5年以上、こういう人が今いらっしやとですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

説明が申しわけございません。あくまでも対象が今回広がるということで、現在資格を持った方、保育士の資格とか、教職員免許法の第4条に規定する免状を有する方などの資格とか、高校を卒業された方だと2年以上の児童福祉事業に従事した者など10条に定められています。対象ですね、その中で中学校の卒業というのが読めませんでしたので、ここで新たに対象として、5年以上放課後健全育成事業に従事した者であって、町長が認めた者という条文のほうを追加させていただいております。対象がこの方になって、これプラス平成27年から支援員になるためには佐賀県知事が行う研修を修了した方というふうになりますので、これプラス支援員の研修を受けていただいているところでございます。あくまでも対象が広がっているということでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと私よっとわからんで、今後ですね、中学卒業された方が学童保育の事業に支援員じゃないけれども、補助員として——補助員ちあるんですかね。補助員として5年間勤めてもらえば、それで町長がオーケーと、それだけ。（発言する者あり）ああ、そうですか。ちょっと幅は広がったですよ。支援員というのは非常に大事な部分なので、誰でもというわけにはいきませんから、その辺でお聞きをいたしました。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

誰かの一般質問で、大山議員かな、放課後児童クラブのときに、今嘱託職員として、去年からでしたか、採用していますね。私もあのときおかしいなと思ったんですけども、あの採用された方は放課後児童クラブの支援員として募集されたんですね。しかし、条件は別に普通免許証を持ってパソコンができたらいいですよというふうになっていたんですね。支援員というのは、当然、今言われたように、あのときは教員の免許じゃなくて、資格を持つとかなければならないとか、先ほど言われた5年とか、いろいろあったんですけども、今、嘱託職員として採用されている方は、本当は有資格者としてきちっと資格を持っている人を採用しなければならなかったんじゃないですか。それを条件として採用しなければならなかったんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今来ていただいている方は、放課後児童クラブの面倒を見ていただく嘱託職員としてお願いしておりますので、支援員の方が足りないときは保育のほうもしていただいているんですけども、主には支援員と町役場をつなぐ役割のほうをしていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は大変、嘱託職員として採用してもらったことはいいことであるし、必ずこういうふう
に専門の窓口になる人を配置すべきなんだというのは申し上げていたんですね。しかし、先
ほどちょっと課長も言われていましたように、どうしても、こうして窓口として役場のほう
とこども課とをつなぐだけじゃなくて、やっぱり現場に行けば子どもの面倒を見る、早い話
が支援をするんですね。そうすると、支援をするんだったら支援をするような条件を持って
いる人を採用しなければならぬと、嘱託職員として採用するということは、これは月決め
といいたいでしょうか、ほかの支援員さんたちは時給なんですね。しかし、この嘱託職員となっ
てくると月給で払うんですね。そうすると、それだけきちっとするためにはあの時点でそう
いう資格を持っている方にしとかなければ整合性はとれないんじゃないのかなというふう
に私はずっと思っていたんですけども、この辺はその当時、私もそこまで、2年前に言っ
ておけばよかったんですけども、今になって言ってもちょっとあれなんですけれども、この

辺のことは少し勘案されましたか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

済みません、その当時のことですので、正確ではないかもしれないんですけども、私が認識している範囲だと、特に、そのときは多分ひまわり教室のほうで支援員の方が不足になっているというような話もあって、かつ、やっぱりきちんと役場のほうでもそういうような担当の職員のほうが必要だということ——担当の職員はいるんですけども、担当の職員を補佐するといいますか、きちんとそういうのを面倒見ていただく方が必要ということで、放課後児童クラブでも保育ができるけれども、そういう役場とのつながりもできる人を募集したというふうに認識をしておりますので、そのときに保育士等の資格があったかというふうなところの、そこに関しては多分保育士等の資格はあられないとは思うんですけども、そのメインは、まず保育をしていただく補助員であれば、その資格のほうは特に今のところは求めておりませんので、保育もできて、役場とつなぐ担当の職員の人をきちんと専任で配属するということがメインで募集をしたというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

2年前は平川課長、まだ来ていなかったと思いますので、そのときは、放課後児童クラブの支援員みずからがいろいろな事務手続きをやって、そういう子どもたちの支援に専念できないと、だから私たちは専念したいんですと、だからそういう管理業務をやってくれる人が欲しいんだという要望で、今もほとんど役場におけるような形の嘱託の管理要員を雇ったと思います。

ただ、今ちょっと私心配になったのは、募集をしたときに、本当に放課後児童クラブ関連の管理員という、もしくは嘱託職員という形でちゃんと募集したかなというのは、今すぐには覚えていないので、ひょっとして、そこで支援員みたいな形で募集していると、おっしゃるように、それは間違いだというふうに思いますので、そこは改めて確認をさせていただきたいと思いますが、置いた趣旨はそういうことで、あくまでもそういう管理業務をやって支援員さんたちに放課後児童クラブに専念していただけるというふうな、そういう形でやって

いるところでございます。

○議長（品川義則君）

確認して報告をお願いいたします。

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ私もその当時ちょっとあやふやだったものですから、広報きやまでちょっと確認したんですね。そうすると、基山町非常勤嘱託職員で、そのとき一般事務と、そして放課後児童クラブ支援員という形で募集をされたんですね。その支援員の中の募集要項が普通免許証の所持とか簡単なパソコン処理とかいうふうに、一般事務と同じ扱いみたいな形でこの支援員という名目でされていたから、私もそういう質問をしたんですけれども、中身的には、私もその当時、そういうつなぎ役をお願いした関係では知っていたんですけれども、そういうふうな名称でなっていたものだから、あえて伺いました。

それともう一つは、全国的に、基山町にしてもそうですけれども、この放課後児童クラブの支援員が足りないんだというのと、基山町は今待機というのではないと思うんですけれども、この解消とかいう部分ではいつも問題になるんですけれども、どうしても、午後3時ぐらいから夕方7時までの時間と、そういう時間帯での放課後児童クラブの支援、長期休暇は別としてですね。平日の場合はなるものだから、この報酬の見直しというのも常にこれは議論になってきた部分でもあるんですね。基山町、大分議論する中で改定をしてもらったりとか、主任指導員とかつくってもらったりとか、いろいろした部分とかもありますけれども、今後、この報酬の改定をするというふうな方針、検討なりがあったら教えてください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

今、報酬は町の規定に基づいてお支払いしているので、当然、町の規定のほうは毎年変わって、今年度もちょっと、10円だけですけども上がっておりますので、それに合わせて報酬は上がっていくというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第31号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第32号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第32号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっとわかりにくく、資料をいただいています。追加資料8ページですね。

今現在、基山町には家庭的保育事業者はおられないと。3歳未満児の子どもを5人まで個人の家で預かることができる、いわゆる保育士の資格は必要ないという家庭的保育事業者ですけれども、基山町では、この「等」という中にちびはる保育園、ころころ保育園が入っていますのでということで提案されているのかなというふうに思うんですが、つまり、ざっと言えば、ちびはる保育園ところころ保育園の職員が、病気等とか、いろいろして保育をできんことになったと、困ったなということで、それにかわる代替施設として連携施設が必要なんだということで、基山町の場合は基山保育園が連携施設として今行われていますということですかね。まずそこら辺の確認を。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

そのとおりでございます。今回の条例改正でいきますと、連携施設を確保できないところに関しましては、こちらの追加資料8ページで配付させていただきました要件と連携協力を行う者を確保すれば、代替保育をしていいですよということでの条例改正でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その点なんですよ。例えば、基山保育園を確保できなかったと、連携施設ですね。これを確保できなかった場合は、連携協力を行う人を見つければ連携施設として認めますという感じと思うんですが、実際、基山町でそういう人は——そういう人といえますか、施設といえますか、あるんですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

この条例改正のときに想定は考えたんですけども、実際のところはなかなか難しいなどというふうに考えております。ですので、国の基準に合わせて条例改正をするということは、起こったときのための体制を整えていくという意味で、国の基準にきちんと合わせて体制を整えていくことが大切なので、条例改正をあわせてしているんですけども、実際的にはまず、連携施設である基山保育園のほうとの代替保育というところが重要になるというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もちろんそうだと思います。今からそういうのが起きてくるかもしれないと。それで、ちょっとわからないのが、連携協力を行う者の②の中に「小規模保育事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者」というふうにありますよね。これは今、基山町にはないんでしょうけれども、ほかの市町村にはあると思うんですよね。いや、何かはっきりしないけど条文につくところでは法律の意味はないわけで、これは具体的に他の市町村ではどういう、小規模保育事業者と同等の能力を有すると町長が認める者ですね。これは、例えばどういう施設か、人なんですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

こちらにその法改正の提案のもとになったのが、地方からの要望で地方分権改革に関する提案というものの中から、そういう地方の要望を受けて今回の法改正のほうに至っているんですけども、その中で挙げているのは、ファミリーセンター等とか、そういうものが理由の中に出てきております。ですので、保育園とか幼稚園ではなくて、ファミリーセンターとか、そういうものがあるところはそういうところが対象になるんだというふうには想定しております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっとわからないので、1点教えてもらいたいですけれども、ちびはる保育園に基山保育園が給食の提供をされていますね。これはどういう契約、どういう経緯に基づいて給食の支給といいましょうか、提供がされているんですか。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

ちびはる保育園とは連携協定を結んでおります。その中で、小規模の部分、ゼロ歳児から2歳児までの小規模認定保育園の部分の19名分の給食を提供するように協定しています。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

じゃ、19名以外の部分については——あそこは小規模ですから19名ですね、全員の部分をされているということですね。今回の場合、これはこういうふうに条例の中で食事の提供の特例とかいう扱いとかがありますけれども、公衆的に、早い話が1年間——1年間というか、公衆的に食事の提供を今、給食の提供をされているんですね。そうすると、これはこの計画というか、それだけで事済む問題——。

私はね、例えば、食事とかいうのは大変衛生問題とかいろんな部分があって、基山の給食センターでつくったのを若基小学校に配送するときのあのときのも物すごくこれは議論した部分でもあるんですけれども、どういうふうな衛生にするのかという形とか、そのために車を、こういう搬送の車を買ってからしたりしているんですけれども、今これはどういうふうな中身でといいましょうか、衛生管理含めてされているのか、説明ください。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

今現在、ちびはる保育園のほうから保温箱を持ってきていただいて、その中に調理したおかず等を入れるようにしています。保温箱に入れる前に、それぞれのパッケージに入れて、保温箱の中に入れて、持って帰ってもらってすぐに食してもらおうような流れになっておりま

す。年間何度かうちのほうから訪問して衛生管理とか食事の提供の状況とかを見てまた指導をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第33号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第33号 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。木村議員。

○7番（木村照夫君）

町道の認定なんですけれども、ちょっと私まだ勉強していないから、町道の認定の条件です。Aという公道ございました、県道、国道か、あと、Bという町道、また県道、その間に道路がなかったんだと。開発業者が道路をつくったと。その認定条件というのはどういう条件なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今回開発でいただいておりますが、開発の道路も基山町の道路条例がございます。これに準拠した形でつくられるというのが前提になりまして、今回それがされております。

続きまして、基山町町道認定規則というのがございます。この中で、まず道路の2条に原則で道路形態等が定められておりまして、一般の通行の用に供する道路というところで合致をしております。あと、認定規則の中で詳細に、幹線道路の場合は1級ですね、あるいは幹線道路から生活集落へつなぐ生活の幹線道路は2級、住宅の前の道のように、あくまでも住宅等に生活に必要な道路は3級というふうに定められておりますので、そういった基準を用いて認定をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

今回、開発道路で開発業者の方が道路のAも提供したんだということですね。そしたら、さっき言いよった町道1級、2級、3級ですね、真尻5号線は1級ですか、6号線は2級ですか、そこんにきはどうなんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今回の道路につきましては、3級となっております。理由といたしましては、県道から出発しておりますが、接続は生活道路になっておりますので、幹線ではございません。また、この住宅団地内の生活に必要な道路というところの規定に基づきまして、3級道路とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで1級、2級、3級、田舎の集落に行けばありますけど、集落と集落を結ぶのが1級と言っていましたですね。集落から集落の間を通る幹線道路で1級、そういう考えではだめなんですかね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

済みません、幹線と幹線を結ぶのが1級になります。集落の、要はいろいろな複数の集落を幹線で結ぶものが2級。通常わかりやすいのは、特定の方が利用されるような生活道路、今回の団地のようなどころについては3級、生活に必要な道路というところになっています。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

以前も何か町道のことは聞いたので、わかっているつもりではおりましたが、ふと思いましたが、1級、2級、3級で認定されたとして、その級によって管理が変わるとか、メ

リット、デメリットがあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、管理が変わるといいますより、交通量は当然1級のほうが、幹線をつなぐわけになりますので多いというところで、通常そういった管理については、交通量とか第三者被害関係の観点で優先順位をつけておりますので、そういったところになります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第33号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第34号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第34号 平成29年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

説明でも少しありましたけれども、資本金のほうに組み入れたと。こういう未処分利益剰余金を資本金に組み入れたというのは過去にありますか。

それともう一つは、これは金額的に1,700万円ぐらいですね、入れたとしても剰余金が別に3,000万円ぐらいまだ残るわけですけども、なぜ今の時期にあえて1,700万円を資本金のほうに組み入れなければならなかったのか、これについて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、第1点の過去にあるのかというのは、今回が始めてでございます。なぜかといいますと、平成27年の企業会計から始まっておりますので、まだ3年目というところでございます。

今回なぜ剰余金の処分というのがあるのかといいますのは、これは資本的な投資に関する

部分でございまして、投資は、総務省の規定で一般財源からの繰り入れなど、あるいは国の補助金、そういったものの規定がございまして、その範囲の中の収入と、事業で行います下水道事業等の支出という形で構成をされる形になっております。そこで不足がどこの自治体でも生じておりますので、そういったときには剰余金ですね、消費税なり、そういった総務省の基準がございまして、基準に基づいて補填をして収支を合わせるという方法になっております。

今回につきましては、基金を2,000万円ほど入れておるんですが、基金を調整すればここは崩さなくてよかったんですけども、この辺は手法といたしまして、基金に繰り越しながら、このように処分については必ず議会の議決をいただきますので、残ってまいりますので、今回3年目のところで、こういう形で処分をさせていただいている。最終的には基金で調整は可能だとは思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、下水道会計、ずっと審査、審議していく中で、明快に出てくるんですけども、例えば今回の災害とか、いろんな部分で、下水道事業というのは今から先、不確定要素が多いのもまた事実なんです。そうすると、場合によっては復旧しなければならないとかいう場合に、資本金に組み入れれば、今度は資本金を取り崩すのが大変これまた議会にかけなければならないとか、いろんな部分が出てくるんじゃないのかなと。あえて、私はこの1,700万円ぐらいを資本金に組み入れることは、今の段階では、逆に言えばメリットがないんじゃないかというふうな気がしていました。もし何かの場合、この資本金の取り崩しの場合、これはどういう手続をしなければならなくなりますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

方法等は、今させていただいているように、議会の承認を得る形になるかと思っております。予算の配分も議会の承認になりますので、同じ形だと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第8 承認第5号

○議長（品川義則君）

日程第8．承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度基山町一般会計補正予算（第3号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

どこでお聞きしようか迷いましたけれども、このページでお尋ねします。

今回7月豪雨に伴う専決ということで、専決で1億3,000万円、補正で7億4,000万円ぐらい上がっています。この1億3,000万円をまず専決でされた理由というのが何かというのをお尋ねいたします。

それと、今回の災害に関して何が公費で賄われ、そして、何が民地として公費では賄われないというふうに判断をされたのか。例えば、町道に私有地の土砂が流入してきたもの、これはどうされたのか、県道も含めてですね。それと、私有地の裏山が私有地の中に崩れてきたもの、こういうものをどうされたのか、その判断基準、丸林地区に関しては宅地内の土砂の流入は公費でしたということだったんですけれども、その辺の、原則としてはこうであったけれども、今回はこういう対応をしたというのがあれば、それもあわせて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、この3号の補正予算を専決処分でさせていただきました部分につきましては、取り急ぎ支払いをしなければいけないもの、あと発注を行いたいもの、特に復旧関係の測量設計あたりというのをなるべく早く発注をして復旧工事のほうに動きたいということで、そういった部分を専決処分で計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、土砂が崩壊したときの費用負担というか、考え方でございますけれども、まず、町道等に民地ののりがかかってきた分については、車両とかを通すのが最優先であるということで、その分については本町の公費で除去を行っております。

それから、丸林地区で申し上げるならば、土砂のかき出しですね、民地のかき出しは、地元の方々と、あとボランティアの方々に出していただきましたので、そこからの積み込みと運搬ですね、グリーンパークまで運んでおりますけれども、その分の積み込みと搬出の分の費用を公費で見ているところでございます。

あと、水路についても、大きな丸林の水路等については本町のほうで土砂の撤去を行っております。

それから、倒木の処理に関して申し上げると、倒木も道路側に落ちてきている分については町のほうでやらせていただいています。ただ、民地側の部分でも、みずから地権者の方が切っていただいている分がありますので、その部分については道路の脇に置いていただいとったら、うちのほうがほかの部分も撤去しますので、そのときに撤去しますというふうなことで区長のほうには御説明をさせていただいて、そのようにしていただいております。

あと、それ以外の宅地内、ほかの地区については、大変申しわけないですが、基本的なやり方として自助の努力によって搬出をしていただいているような状況でございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

確認ですけれども、今回の振り分け方が原則なのか、特例なのか、いわゆる民有地ののり面が町道に入ってきて交通の妨げになる、これは公費でやるというのは原則なのかどうか、

そこを確認させておいてください。

それと、一般質問の中でだったと思います。幾つかの林道ですかね、寺谷線の仮復旧工事をやっているということでした。これは今回の専決の中でやっているのかどうか、これの確認だけさせてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

これまでも道路が——道路がというか、町道に崩壊してきた土砂及び流木については、町のほうで原則的に片づけをさせていただいています。

本来、どちらかという話をするならば、ある意味、民地からかかってきた分でございますので、そうした対応もあるのかもしれませんが、冒頭申し上げたように、交通手段を確保していくというところが一義的でございますので、そうした対応をとらせていただいております。

あと、寺谷線については、当初の応急工事の設計を入れておりましたので、実際の仮復旧については……

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

寺谷線につきましては、査定前着手の協議をして仮復旧をしておりますので、専決の部分でさせていただいております。ただ、最終的には、本復旧は今回お願いをしております9月補正というふうになっております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、17款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目。末次議員。

○3番（末次 明君）

非常備消防費でございますけれども、今回、時間外勤務手当ということで、高額の補正がされております。これにつきましては、豪雨の対応ということでございましたけれども、具体的にこの296万8,000円の内訳はわかりますでしょうか。どういう方に出したと、職員の方なんですか、それとも消防団の方なんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

これは当日、7月6日、7日、このあたりの分になるんですが、第3配備までになりましたので、最終的に時間外対象職員としては78名、時間外を行っておりますので、その分の時間外として計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私もよくわからないんですけど、そういう場合の職員の時間外は、みんなこの非常勤の

消防のところで出されるわけですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでも、どの場面で使用したかというところで予算科目を決めておりますので、今回のこのような災害については、9款で組ませていただいております。例えば、選挙に関していえば、選挙当日の時間外等についても選挙費の中で組ませていただいておりますので、そういった実際の業務に合わせたところで時間外は計上するという考え方でっております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

あと、松田町長にお伺いしたんですけれども、こういう非常時の災害のときの時間外勤務というのがありますけれども、出ていただいたら、しっかりお支払いはしなくちゃいけないんですけれども、どうしても建設課とか産業振興課、一部の部署の職員に偏りがちになってくるんですけれども、職員の方の健康面とか、あるいは働き過ぎということについてはどういうふうにお考えでしょうか、やっぱり休みはしっかりとっていただきたいんですけど。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今ポイントになっているところは、いわゆる最終配備まで行きましたので、ほとんどの課にまたがって、別に特定の課ではなくて、ほとんどの課の職員、係長以上は全員みたいな職員、それから、係員でも担当課は全員みたいな、そういう形になっているところでございます。

一番心配しているのは、今回の災害のときだけしか対策室ができて——本部は今回、あんまり普通は開かないんですけど、対策室はしょっちゅう、年間10回以上ぐらい開いているんですよ。そのたびに総務企画課長と担当係長、担当者は徹夜みたいなのが多いので、その3人については、近くにもおりますけれども、いつも大丈夫かなという感じで見ておりますし、そういう意味でいうと、すごく総務企画課の負担は重くなっているかなというふうな、そういう感じを持っています。ただ、情報がどうしてもそこに集中してきますし、ほかの人

ではなかなか賄いきれない部分もございますので、そこだけが今気になるということと、それからもう一つは、建設課で今、長期的に復旧工事をやってもらっているのも、今度は長いという意味で、疲れがどんどん蓄積されてきているのかなというのをちょっと心配しているところでもあります。しかも、建設課はこれ以外に多くの業務を持っているので、かといって、その業務をほったらかしにもできないので、その辺、私としても非常に悩ましいところがございますので、来年度以降の組織の見直しとか人事配置とかを考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7ページ、11款1項1目、2目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

8ページも一緒ですけど、予算編成というか、専決処分のやり方ですけどね。

今回1億3,000万円の専決処分をされまして、財源内訳は全部基金、基金があるからいいんでしょうけど、通常は、これは補助率がある程度決まりますよね、90とか80とか。だから、最低限もありますよね。だから、私としては、適正な補正予算をつくるためには国県支出金とか地方債、できる限りですね、大概で財調があるけんこっち入れとこうと1億3,000万円としたけど、やっぱり本来の補正予算をするときには国庫支出金をある程度見込んで、あんまり高く見込むと下がった場合が困るんですけど、当然、これは補助が来るというのはわかっていますからね、専決処分だから、財源は全部、財政調整基金からしようということじゃなくて、そこは財政担当者として、財源の国県の分はこのぐらい、あんまり高く見積もっても逆になるとでけんから、ある程度見積もるべきと私は思いますけど、全部財政調整基金でしますということじゃないんでしょうもんね。確認です。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

鳥飼議員のおっしゃるとおりでございます。この時点で補助率の見込みがなかなか難しかった、その時点でも担当課は県のほうともいろいろ協議をしていたんですけども、なかなか

か見込みが立てづらかった。それから、起債でいいますと、起債はその補助裏に当たりますので、補助金額とか率が決まらないと、今度は逆に起債も見積もりづらいというところもありましたので、今回の専決処分におきましては、先ほども久保山議員のときにお答えしましたように、取り急ぎの部分のございましたので、そちらを組ませていただいて、財源としては、とりあえず財政調整基金を充てさせていただいた。今回の9月補正予算のときにきちっと歳入を見込ませていただいて、1億3,000万円については、その分戻すというふうな形で予算の計画等をいたしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

鳥飼議員の指摘は、まさに庁内の調整会議で関係課長ですごく議論をしたところで、ただ、専決のほうがちょっと早かったんですね。補正にはきちんと間に合うけど、専決は無理ということだったので、だったら中途半端にやるよりも潔くやって補正できちっと整理しようというふうなまとめ方を庁内で合意をしてやっておりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

災害時、財源の関係も今の説明でよくわかりましたが、実際の作業とか、そういったもので、ここの中でいきますと、1目とも2目ともありますが、土砂等撤去手数料、これは確認なんですけれども、実際に土砂が崩れたものを撤去する手数料だと理解していますけど、よろしいかどうか。

それから、測量設計の関係が1目、2目ともありますけれども、これは査定ですかね、災害査定をして、それから先のお金を算定するための資料づくりと思っています。

1つ、施設の災害復旧ありますけれども、これは農業用ため池の崩壊に関するやつで緊急措置をやったということで、既にもうやっておるわけですから、こういった内容でよろしいでしょうか。確認です。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、役務費にあります土砂等撤去は、土砂の撤去と、あと土のう設置もございます。林道寺谷線が土のう設置とブルーシートだけでしておりますので、そういうふうに簡易にできるものは、通行の確保というところからやらせていただいております。

あと、委託料につきましては、議員おっしゃるように、査定設計、国の事業の査定審査を受けるために測量と設計をしていただく委託料となっております。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

わかりました。その中の役務費の問題ですけれども、緊急に道路を通さなきゃいけない、先ほどの説明にもありましたけれども、急遽、地元の業者とかに頼んでお金を決める前にはもう動かにゃいかん部分があると思いますけれども、そこら辺の精算になってくるかと思うんですけれども、実際はどのような手続でやっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、こちらのほうは、防災というところで地元の業者の建設業協会というところと協定を結んでおります。協定の中身は、緊急で急ぐ場合は口頭で行うと。ただし、後に書面で行い、かつ精算でかかった費用をお支払いするというのを協定の中でうたっておりますので、それに基づきまして今回もお支払いまでを随時出していただくところでございます。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○4番（栞野久明君）

3回目ですので、もう一点だけ確認ですね。

そういった土砂撤去作業で、例えば、業者がボランティアになっておるということではないということで理解しとってよろしいですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

私ども、あくまでも指示をさせていただいたところについて、あるいは業者の指示がなくとも第三者被害、危ない、危険という部分については当然お支払いをしているところがございます。だから、それ以外については、地域との、業者の絡みもございますので、その辺は私どもも把握はしてきておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで14時45分まで休憩いたします。

～午後2時35分 休憩～

～午後2時45分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

承認第5号に対して何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第5号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第35号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第35号 平成30年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。重松議員。

○9番（重松一徳君）

補正予算全般に係ることでもありますので、この場で質問いたします。

質問内容は、きのう、きょうの新聞等で報道されている、ふるさと納税についてです。

私も議員は、この間、ふるさの納税について、金額、また返礼率の見直し等についてはその都度説明も受けてきましたけれども、新聞報道によると、高額返礼の規制を総務省が検討したというふうな内容になっています。その内容の中で、2017年度に10億円以上の寄附を集めた約80団体のうち、佐賀県内2市2町が、総務省からの通知に従って返礼品の見直しをする考えがないというふうな回答だったという形で載っています。

これは私、新聞報道で知ったので、実際はどうかわかりません。1つは、この経緯、総務省がどのように基山町に返礼品の見直しを求めてきたのか、そして、それに対して町は総務省にどのように答えたのかという部分について説明を下さい。

それから、きょうの新聞でしょうか、松田町長がこのふるさと納税について、基山町の考えを述べられたのが箇条書きみたいな形で載っていました。どのように答えられたのか含めて、経緯、それともう一つは、当初予算で議論した中では、これが一つの基山町の財源になってくるんだというふうな形で捉えられていますけれども、今後、どのような形でふるさと応援寄附を取り扱い、どのようにしていくのかも含めて、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、総務省からの要請というのは、昨年4月にもあっております。今年度も同じように来ておりますけれども、まずは返礼率3割以下というのを守りなさいというのが1点、それからあと、地場産品以外のものはやめなさいというのが、基山町にあるとするなら、こちら辺になります。

特に地場産品につきましては、言われてきているが対馬市ですけれども、対馬市に関しては、基山町の場合、歴史的なつながりも背景もありますので、そういったことも総務省のほうには申し上げながら、これは続けたいというふうなことで、何度か総務省のほうからアンケートという形で来ておりますけれども、確かに基山町でとれる海産物ではないですけれども、そういうふうに歴史的なつながりで対馬市との連携をやっているのです、これはぜひやり続けたいということで、そういったところは総務省のほうにはお伝えをしています。

3割でいきますと、御存じのように、ビールですけれども、これにつきましても、他団体

が昨年度先行して引き上げたところがありましたので、そこまではいかなくても、基山町の財源を一定確保するためにということで、近い線で基山町も上げておりました。これに関しては、よその状況も見ながらということで回答してきていたところですが、総務省のほうが多額の寄附を削減していたのが8月中までの見直しということで、基山町としてはできる部分から見直していきますということで、幾らか返礼品の対象品目から落としてきた部分はこれまでもございまして、今現在残っている部分については、今後見直しのほうで検討していくということで回答していたんですが、7月に入って、今おっしゃられましたように、全国で12市町が名前を公表されたという状況になっています。

今後につきましては、新聞報道等でもありましたけれども、そういうふうに見直しを行わない団体に対する寄附は控除の対象にならないようにするというふうな、そういう方針で法改正を検討しているというふうなこともありますので、今後どうするかというのは十分検討していかないといけないし、控除がなければ、基山町に寄附をされる方はいらっしゃらなくなるだろうというのはもうはっきりしていますので、あとは時期的なところかなというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、正確に12にリストアップされた条件を述べさせていただきます。

まず、10億円以上の寄附を集めたところ。うちが10億9,000万円なので、ぎりぎりまず入ったと、1つ目ですね。

それから2つ目が、30%よりも多い返礼率のところ。ここは相当数あるんですよ。全国に何百とあるんですけども、うちもその一つ。うちの場合は、その多くがビールなんですけれども。

それからもう一つが、地場産品ではないものを扱っているという、これもうちはまだかわいいというか、まだ理由がきちんとしていて、「キングダム」の漫画もだめだと言われているんですけど、ただ、基山の町民栄誉賞ですよと、ふるさと応援大使ですよと、その作家のやつが何でいのかんのですかという話を今、総務省とはやっているんですけどね。

それからもう一つが、6月ぐらいの調査だったと思うんですけど、8月までに全部見直すかどうかという問いだったので、全部は無理ですと。ただ、できるところから見直していき

ますというふうに答えていたのが、全部じゃないから、これもアウトということで、4つが全部アウトのところは12個あったというふうな、そういうことで、三養基郡では、みやき町とうちで、もう一つあるところは、だから、いずれかのやつに該当していないように答えたということだと思んですけど、8月に全部戻しているかどうかというのは、それは絶対やっていないと思いますので、逆に言えば、うちは8月までにはやれない部分もありますというふうな、そういうスタンスを示しただけでございます。

そして、今どうしているかという、まずは、返礼率は基本もともうちは3割に近い形でずっとやっておりましたので、部分的に3割に戻しつつあって、唯一、ビールだけが競争があるので、なかなか下げられませんという話をしておりまして、それもほかの自治体の様子を見ておりますけど、少し下がってき始めましたので、タイミングを見て、うちも下げるころ合いを今見計らっちゃいますけど、逆に言えば、今だとまだうちにほとんど来なくなってしまいますのでね。

それからあと、基山の産品以外というふうに指摘されている対馬市の話は、ほかの自治体で、ふるさと納税のためだけに提携を結んでいるような自治体が世の中にいっぱいあるんですよね。そして、何でもできるようにしているところがあるので、そことは違うんだと、うちは町長室にも対馬藩の副代官が町長の一番左側に飾ってあるんですよということも含めて、毎年お祭りもしているんですよ、273年間ですよと説明を今しつこいぐらいにされていて、それでもだめと言われた場合はそれは仕方がないんですが、とりあえず、そこをわかっていただこうと。

それから、「キングダム」も、別に何でも本を売っているわけではなくて、あくまでも基山の町民栄誉賞でふるさと応援大使の原先生のものなんですよという話をしている、まさにふるさと応援大使なんですよという、まさにそれこそ対馬市も含めて、ふるさとの歴史なんじゃないですかというのを今、総務省に一生懸命説明をしているところでございます。

それで、その2つが終わると、じゃ、どんなのを見直したかという、例えば、基山パーキングで物すごく売っていた商品を、基山パーキングで売っていたから基山の商品でいいよねと言って出していたんですけど、これは除外しましたし、それから、タブレットとか、そういう電気製品はだめと言ったので、全部除外しているし、もう結構ね、割と総務省の言うことを守って除外してきている、改良してきているところもありますので、これからは総務省と意見交換をきちんとしながら、今言ったようなところ、注意するところはビールの返礼

率と地場産品として扱われる幾つかですね。実はビールも際どいところがあって、うちの大麦の全てがキリンビールへの契約栽培ということで、キリンビールは胸張って言っているんですけど、ほかのビールがちょっと際どいところがあるので、その辺のところも含めて、今きちんとしていきながら、一方で、財源としては非常に大事なので、特に今年度、いろんな歳出もふえておりますので、その辺のバランスをとりながら、きちんと目を向けながら、きょうの新聞もたまたま、きのうの一般質問があった後、佐賀新聞の記者がここに待ち構えておられて、ちょっといいですかということだったので、立ち話でこういうことですよというふうにお話ししたやつがきょうの新聞に載ったんだというふうに思います。

その内容は、今御説明したようなところなので、また、全協のところ動きがあれば、また御報告したいと思っておりますし、それこそ取り返しがつかないようなことになったら何の意味もないので、そうならないように国ともちゃんと話し合いをしていきながら、うまくやっていけたらいいなと思っていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

説明を受けて、ただ、総務省が今回やっぱりこれだけ強く規制をかけてきたという中身に、自治体間の競争の過熱、そして不公平感が出てきたんだというのが一番の理由だろうと思うんですね。そうすると、いや、基山は大したことないですよと言ったとしても、そう言えば、全部の市町に何らかの言い分は出てくるだろうと思うんですね。総務省は、いや、もう一律、例えば30%以下にしなさいというふうになってきたときに、基山町は今からこのふるさと納税制度をどういうふうに活用していくのかという部分をもう一度再考すべき時期に来たのかなと思うんですね。返礼品だけじゃなくて、企業版ふるさと納税制度も含めながら、その辺の考え、きょう、今というわけじゃないんですけども、やっぱりもう一度いろんな部分を検討してもらいながら、随時、全員協議会等で説明をしていただくようお願いしておきますし、今後、総務省はどのように対応してくるのかと。いずれ総務省は、これは法律改正を伴うという形で、法律改正してもしますよというふうになれば、本当、基山町、きちっとやっぱり、このふるさと納税制度についてはスタンスを変えなければならない面が出てくるのかなというふうにも思いますので、その都度説明をしていただくようお願いしておきます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

よくわかりました。この前も、霞が関の総務省のふるさと納税の担当課長と30分間ぐらい電話で話しました。次回は直接、私、総務省に出向いて説明させてくださいという話もしておりますというのが1つです。

だから、普通のふるさと納税はいいんですけど、企業版ふるさと納税、最近すごく忙しくて企業を回れていません。去年は相当回ってやっと2,000万円だったんですけど、回らなければお金はいただけないというのが世の中の常でございます。黙って、企業版ふるさと納税はありませんので、企業版ふるさと納税は回らなければゼロに近いということで、あとどんだけ回れるかなというのが今の状況でございますので、そこは今のうちから申し上げておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ、第2表 地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、2目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項1目。末次議員。

○3番（末次 明君）

旧中央公民館の不動産売払収入なんですけれども、節のところにある区分で、土地売払収入、建物売払収入、立木売払収入となっているんですが、土地は売られると思うんですけれども、建物というのは、建物を補償した後は、基山町がいただいた金の中からまた取り壊しをしなくちゃいけないということになるんですよね。その辺確認したいんですけど。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

建物につきましては、補償費をいただいて解体をすることになります。立ち木につきましても全て除却、撤去することになります。ここで売り払い収入として歳入予算を計上させていただいたのは、今回の案件が底地の土地と一体的に買収にかかるということで、そういう場合は一体的に売り払い収入で計上していくというふうな考え方がございましたので、実際は、その建物自体は取り壊してしまうんですけれども、予算上は売り払い収入ということで計上をお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、売り払ったお金については、今度壊すのには幾らぐらいかかるという計算はされているのでしょうか。それと、残地もまだ残るんですかね、若干、土地そのものは。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

補正予算関係の追加資料の12ページ、13ページをごらんいただきたいのですが、資料の12ページに土地の売り払いの求積図をつけております。

ピンク色で囲っている全体が旧中央公民館の敷地の部分になります。それで、斜線を入れております㊸の部分河川改修に伴う用地買収の部分になります。㊸の面積といたしましては、ちょっと見づらいですが、左下のほうに637.01平方メートルとあります。残地の部分が㊹でして、767平米程度となっております。

次に、同じ資料の次のページ、13ページを見ていただきまして、解体費用につきましては、これは立ち木の処分も含んでおりますけど、ちょうど右上でございます。解体工事費㊺として3,233万6,000円、この分を今回、歳出の補正予算としてお願いをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、17款1項2目、3目、10目、11目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款2項2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項4目、6目、7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、5目まで。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

先ほど末次議員が旧中央公民館の解体についての質問をされましたけれども、所管は財政課と思いますが、この旧中央公民館、恐らく60年近い形で基山町を見守ってきました。その間に、もちろん公民館としての役割、そして数多くの方々が結婚式を挙げられました。そして、青年団の事務所でもありましたし、ひまわり教室もそうですけれども、多くの方がここで過ごされてきました。

そこで、非常に解体までの日数は少ないんですが、私は教育学習課、またはまちづくり課あたりでメモリアル的なものが何かできないかなというふうなことを思っています。町民の方には知らされない中で、恐らく気づいたら壊れていたというのでは余りにも悲し過ぎるといふか、基山町の象徴として建てられていたものが気づいたらなくなっていたというよりも、何かちょっとした見学会とは言わないまでも、ちょっとしたイベント等が何かできないかなというふうに思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

確かに議員おっしゃるように、長い歴史を持ってきております。担当課としては、今町民会館のほうに公民館の類似施設として位置づけをさせていただいておりますので、この点は、ただいま御提案いただきましたので、少し内部で協議をさせていただいて、何かできるのであれば、今後検討をさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、2款1項6目、8目、11目、12目、14目、15目、16目まで。重松議員。

○9番（重松一徳君）

2款1項6目の17節を、今回PFI事業に伴う家屋購入費を新しく8款5項に新設されたと。これは議会のほうでも要望された部分で、今回されたんですけれども、この移管された部分の金額、当初予算では2億7,436万5,000円がPFI事業に伴う購入費だったと思いますが、今回2億8,256万6,000円になっていますけれども、この金額の差は一体何でしょうか。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

この差額ですね、こちらの6月の補正予算で計上させていただきました、実際解体費相当分といいますか、その一部に充てられる国からの交付金の増の部分、こちらを合算したものが今回の2億8,256万6,000円ということで、一括して移させていただきました。

○議長（品川義則君）

よろしいですか、重松議員。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

諸費のことです。今、PFIの適正な科目に修正されたということで、いいんですけど、この諸費の中に町制施行80周年記念事業が紛れ込んでいるんですよ。——紛れ込んだという言い方はあれですけど、こういうことこそ松田町長がおったときに町制施行80周年をしたということで、12月議会では目を設定して、適正な町制施行80周年、来年の当初予算も明確な目を、先ほどPFIもされてあるし、これは改めるべきことはやぶさかじゃないと思います。

ぜひ町制施行80周年事業として費目を設定してほしいと思います。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、諸費に組ませていただいたのは、こういうふうな式典とかの経費については諸費に組むという基本的な考え方がございます。ちなみに70周年のときも新たに70周年の目をつくっていることはございませんでした。もう一つ、基本的に目をどんどんふやすというのは余りいい話でもございませんので、今計上をお願いしているように、この諸費の中でさせていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

前しとらんやったけんでせやったとか、そういう前例踏襲するぎいかんと思います。松田町長にもかわったし、こういう80周年記念事業というのは10年に1回、私が50周年のときの担当だったけど、ちゃんとしているはず。そういうことですよ。町長、財政課長がぎゃん言いよるばってん、80周年記念事業ということを目にぴしっと載せたほうが町民の方にもわかりやすいし、どういう事業がどれだけ80周年したということも、明細も決算書にもすぐ出るし、町長、考えられませんか。財政課長に言うたって一緒んごたっけん。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

済みません、私、今ちょっとどこの話かよくわからなくなってしまっていて、このページですか。（発言する者あり）諸費ね。この程度でございますので、もうちょっと勉強させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、ちょっと私びっくりしていますけど、財政調整基金積立金が7,030万円、財政調整基金は、私は前年度繰越金の2分の1、ぴったりを2分の1積み立ててあったから、最低

限が2分の1だから、少しでも多目に積み立てるべきと言っていましたけど、決算額が1億2,500万円で、半分にすると六千幾らかしかならんと7,030万円になっていますが、これはほかの分もあつとですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回、補正で追加をお願いしていますが、補正後の金額が1億4,000万円ありますので、その分の2分の1ということで7,030万円をお願いしているところです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

鳥飼議員の後に大変質問しづらいんですけども、7目の19節の分の結婚新生活支援補助金、説明はいただきましたし、資料もございます。ですけど、半年間ということなので、短い期間ですけど、その8世帯という根拠は何だったんですかね。

○議長（品川義則君）

長野定住促進課長。

○定住促進課長（長野一也君）

8世帯の根拠ですね。2つございまして、1つは、今年度、新婚世帯家賃補助金15件いただきました、それのかわりとなるようなといいますか、補助金ですので、その約半分というのがまず1つ。もう一つ、積み上げといいますか、もう少し論理的な積み上げでいきますと、昨年の基山町の婚姻の件数が70件ございまして、実際に町内にその後住まれる方というのは、またその一部にはなってくるんですけども、そこからの全国の統計の中で、結婚されて夫婦ともに34歳以下の割合ですとか、それから、今回の所得基準ございまして、そのこの実際条件を満たす方の全国的な割合とか、そういったところを掛け合わせていたところ、掛けるの下半期ですので2分の1というところで、8件というところでさせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

先ほどの鳥飼議員の続きなんですけど、僕も、2分の1というのが最低であって、いつも2分の1、2分の1で、毎年、今回の場合はいろいろほかに金があるから2分の1しか積み立てられなかったよという説明ならわかるんですけども、何か余裕のあるときでも2分の1、2分の1が大義名分で、これより変えられないみたいなことになっているので、これから後ですね、やっぱりいろんな財政的な意味で基金を積み立てていくという時期も必要だと思うので、そういうふうな柔軟な考えはできないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

いいえ、柔軟な考えはできますけど、例えば、基金でいいますと、公共施設整備基金も、今回の9月補正後でもまだ取り崩しの分が残っておりますので、そちらの取り崩しを減らすほうを優先したいというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ということは、そういうものが終わったらまた考えられるということなんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この9月補正予算で、難しいですけど、一般財源が余るようならば積みたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

防災諸費のところの説明をいただきましたのは、7月豪雨のときの食料費の補充であるということだったんですけど、以前、どういうものを一応備蓄しているというのは見せていただいたんですけど、これの補充というのは、いわゆる使った同じものを補充したというのか、それか、年々、例えば便利になってきています。以前のものよりこのほうがいいよねというふうな形で補充をされているのか、この辺、どういう検討をしてこの食料品の品目を決めて

いるのか、ちょっとこの辺教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この件につきましては、豪雨の際に使用させていただいた水、それから、食料についての補充をさせていただいております。本町が備蓄しております分は、あくまでも簡易な、本当に非常用でございますので、種類の、そんなに多くあるわけではございませんので、そういった中では、これまで備蓄をしております同等の品物を更新というか、補充をするという考え方で予算については組ませていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

私も同じところ、防災諸費で、これは末次議員の一般質問のときに備蓄が総数870食で、このうち760食が出て、総予算で87万円というふうに伺っておりました。今回、その870食に対して760食、水が460本ですかね、これを出しての補充で31万3,000円というのはちょっと低いような気がするんですけど、その辺の御説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、末次議員のときにお答えした80万円の部分は、平成28年度に新たに更新をさせていただいた部分の総額でございますので、今回使用した食料品が80万円ということではございません。実際、今回予算要求をしていただいている部分程度が7月の災害で使用した分ということで御理解をいただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、4目、6目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

今のところの4目の国民年金費の委託料124万2,000円、これは国の補助金ということで、収入のほうにもありました。でも、なかなか国民年金という項目は今までも余り見たことがないということで、法改正とはいえ、どういうシステム改修委託料だったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

基幹系システム内の国民年金の市町村システムについて、国民年金法の改正に伴う届出書の電子媒体様式を出力して国への送付を行うことができるように改修を予定しております。

具体的なシステム改修の中身としましては、国民年金法の改正によりまして、第1号被保険者の産前産後期間、こちら出産の前月から出産翌々月までの四月間なんですけれども——の保険料の免除制度が新たに平成31年4月から始まりますので、その届出書の様式が新しくできる。また、免除申請様式への別世帯配偶者のマイナンバーの記載というのが加わりますので、その様式、また、学生納付特例の申請の様式の見直しが行われますので、そのシステム内の様式の改正を行うように予定しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ、もちろん国民年金のシステム自体は今までもあったけれども、法改正によって、新たにシステムの改修が必要になった。おっしゃっていましたが、マイナンバーとか、学生特例見直しとか、出産でいいんですかね、そんなふう聞こえたので、そういう新たなも

のが今回できたので、その改修のための費用であるということによろしいんですか。

○議長（品川義則君）

吉田住民課長。

○住民課長（吉田茂喜君）

そのような解釈で結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

1目11節の需用費で印刷製本費、これは子育てガイドブックの冊数の追加ということで、これは何冊ぐらい冊数を追加するのかということと、内容に関して、改良点、変更になった部分等がありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

1,000部予定しております。基本的には今のものの増刷になります。内容につきましては、特に変更等は考えておりません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

所管ですけれども、3款2項2目、保育所の実施設計業務委託料。私、保育所建設等特別委員会でも、また一般質問でも、この基本設計と実施設計を分けるのには非常に異議があるというふうに言ってきました。やはり今回、この実施設計は入札をされる予定でしょうか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

私どものほうは当初、今、議員御指摘のとおり基本設計と実施設計を分けるということで

御説明してきたんですけれども、途中、久保山議員の特別委員会のほうの御指摘等々もあって、最終的な実施要領のほうでは随意契約できる項目を入れておまして、デザインとか、そういうふうな基本設計の事業者のほうになかなか基本設計時における設計と実施設計に的確に反映できないおそれがある場合、開発申請に伴う業務に支障を来す場合は、業務遂行のために必要な事項について協議し、一定の条件等を付して随意契約を行う場合があるというふうなことを入れさせていただいております。

今回、実際にプロポーザルで業者のほうを決定したんですけれども、当初思っていたよりもいろんな斬新な提案が多かったです。なかなか、形状も普通の四角じゃなくて、いろんな形状等もございましたので、現状では随意契約ということで考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

公募型のプロポーザルをすれば、当然そういうデザインが上がってくるのが当たり前だと思うんですね。にもかかわらず、私が指摘した際には、基本的に、基本設計と実施設計は分けるというのが基山町の方針だというふうなことを聞かされてまいりました。

今後、どういう建築物がこういうプロポーザルに当たるのかどうか分かりませんが、今後の方針としてどのようにお考えか、お聞かせください。当然、基本設計と実施設計が一緒であったほうが設計者の熱意というのは全然違うはずです。それも含めて、答弁お願いいたします。

○議長（品川義則君）

今後の方針ですから、こども課じゃないですよ。どちらですか。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

予算組みからしますと、基本的に今までどおり分けていくと思います。公募型でプロポーザルでやるにしても、最初から基本設計プラス実施設計で一本で発注するというのは、今のところ考えておりません。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

図書館のときも全く同じパターンで、基本設計と実施設計を分けて随契という形でやって

いるんですね。間あけて。その間に、意見交換、町民の方のいろいろな意見を入れるという作業は今回もやれますので、そういう意味でいうと、一遍にぼんと来るとその意見を入れる期間が入ってなくなると思っていますので、基本設計を見たところで、意見をもらって、また実施設計みたいな形も一つの考え方であると思いますが、内容次第だと思います。そういう意見をいっぱい入れなきゃいけないようなものは分けてやったほうがいいんじゃないかなど。それで、単なるハードものの建設の施設はコストダウンを少しでも図るために一気にやってしまうみたいな話もあると思いますので、そこあたりはケース・バイ・ケースかなと思います。最近、これから先でも何かそういう建物があるかと言われると、今想定できるものはちょっとないですかね。これから5年ぐらいの間に何かありますか。今のところなさそうなので、そんな感じかなど。だから、整理としては、そういう感じで整理したらいいんじゃないかなと思います。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今、久保山議員が指摘されたところ、確かに私も思うんですね。これだけ基本設計を策定するとき、これは基本なんですよという言い方をしながら、実際出てきたのは建物の形状から、こういう間取りから含めて、もう全て出てくるんですね。そうすると、これをもとに実施設計をしなければならなくなるとなれば、新たに競争入札とかいうのは難しいというのはやっぱり出てくるんですね。だからこそ一体的にというのが最初から言われていた部分で、先ほど言われたように、図書館のときにしてもそうですけれども、やっぱり随契になるんですね。今、こういうふうな高額を随契ですするというのは、やっぱりおかしいんだというのが出てきているんですね。何のために入札制度というのがきちっとあるのかという部分含めてですね。ただ、それはものにもよりますし、競争入札条件とか、いろんな部分を言われますけれども、私はやっぱりこの辺はもう一度考え直したほうがいいのかなというふうに思っています。

それから、少しこの基本的なことを聞きますけれども、今から先、パブリックコメントとか、町民との意見交換会しますね。どれだけこの基本設計に、逆に言えば、反映できるのかというのが、なかなかこれが保障しにくいんじゃないかと。聞き及んだというだけで終わる

のではないのかというのは、これだけ基本設計を含めて出てきていますからね。町民の方は、ここに公立保育所ができるというのは、今までも当然御存じになっているんでしょうけれども、どういうのができるというのは、逆に言えば、初めて今から知って、それに物申すことができる、パブリックコメント、意見交換できるとなるんですけれども、それがどう反映されるかというのは全く示されていませんね。そういう声があったのを聞きましたというだけに終わる可能性があるなど、私は物すごく1つは心配をしています。どういうふうに意見を反映させていくのかというのが1点です。

それから、この建設費及び造成費、合わせて5億9,000万円。最初、保育所建設等特別委員会では金額は全く示されずに、この金額が出てきたのは実はプロポーザルのときだったかな、そのとき初めて図書館というのを一つの基準として6億円以下というのが出てきて、初めて知ったんですけれども、そうすると、それぞれ基本設計をお願いする段階では、業者の方には上限というのは示されていたと思うんですね。議会には示されていなかったんですね。なぜ議会に示さなかったのかということと、この5億4,000万円の根拠、今回のがどうしても私は納得できない部分がありますし、本当にどこまで造成工事をやるのかなど。私も夏場でしたけれども、二、三回あの場所に行きましたけれども、大変蒸し暑いんですね、夏場でしたから当然ですけれども。やっぱり大雨が降ったときには排水の関係とかもあったんですね。そうすると、逆に言えば、この5,000万円では足りない面が出てくるんじゃないかと。追加補正をまたしなければならなくなるんじゃないかと。そして、裏山の部分含めて、やっぱり民有地の購入を検討しなければならなくなるんじゃないかと。そうすると、全体工事費が今後上がってくる可能性があるんじゃないかというふうなところまで考えたりしますけれども、本当にこの予算範囲内でしていくと、追加補正は組まないという形、今、3点ぐらい言いましたけれども——についてどうお考えか、説明ください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

まず、パブリックコメントの点について御回答させていただきます。

確かに、議員御指摘のとおり、反映できるもの、反映できないものはあると思いますが、おっしゃったとおり、まず、どういうものを基山町のほうがつくろうとしているのかというのをお示ししないといけないので、これについては、前回全協のほうでも御提示していただ

いた地図ですね、もうちょっと注意書きとか入れて、ちゃんと子育て交流広場ゾーンとか保育所ゾーンとかわかるようにしてくださいというふうな御指示もありましたので、それを踏まえて、ビジュアル的なもので意見交換をしたいというふうに考えております。

出てきた意見につきましては、今までもやってきたんですけれども、こういう意見が出ました、こういうふうに回答しますということはホームページ等々でお知らせしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

高木こども課保育園長。

○こども課保育園長（高木久幸君）

造成費、建設費、補正が必要なくなるのかという御質問でございますけれども、今現在、基本設計をやっている段階でございます。その中で、プロポーザルの中で一応めどとして5億円程度ということで提示はしております。その中で、建設費5億4,000万円ということで、4,000万円上がっているような現状がございます。これにつきましても、今、基本設計をしている中で、面積等についても1,600平米程度ということで提示をしておりましたけれども、その分の増もあり得るんじゃないかというところもございまして、建設費については若干上がっているような現状がございます。また、造成費につきましては、大幅な造成は行わずに平たんにするような形で調整するというので、今、基本設計の中で設計をしているところでございます。その中で、今のところ5,000万円程度でおさまるんじゃないかと。この予算を今回計上しましたのも、補助金の期限がございまして、6月に内閣府のほうに出しまして、8月で内示を受けていくという形態になっておりましたので、その辺も実施設計前で額が全然確定しておりませんが、予定額として計上させていただいているところもございますので、その辺、御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、繰り返しになりますが、基本設計と実施設計を分けた理由には、その間に町民の方の意見を入れようということですし、プロポーザルのときも、私、プロポーザル全然聞いていないんですけれども、多くの業者の方、特に採択になった方も、町民の方の意見を聞いてこれを前に進めていくというふうにプレゼンされたと聞いておりますので、今度9月末に予

定しているそういう意見交換会の意見とか、それから、パブリックコメントの意見は極力、実施設計の中に生きるようにしたいというふうに思っております。

そして、もし基本設計と実施設計を一緒にやってしまえば、もう実施設計がぼんどできてくるわけですから、町民の方の意見というのは入らないということになりますよね、逆に言えば。（「いやいや……」と呼ぶ者あり）いや、それは逆にいやと言うけど、どういうふうにするか、また後で教えてもらえればいいと思います。

それから2点目の話は、何か答えになっていないんですけど、とにかく一生懸命頑張って、今査定して金額を積み上げておりますので、今の予定の中でなるべく頑張りますけれども、ただ、これからふえんやろうねというようなことを言われても、それは今まさに詰めているところなので、そこのところだけはぜひ御理解していただきたいと。無駄な予算を使わないように我々も努力をしていきたいと思っておりますので、むしろ少なくなるように努力していきたいと思っておりますので、そこところはよろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それは私も当然わかっているんですけども、場所の問題についても、あえて高压電線の関係についてもこの場では言いませんけれども、それ以外にもやっぱり、どうしても、もうこども課長もわかっていると思うんですけども、ちょうど裏が山なもんで風の流れがとまるんですね。本当に夏場、行かれた方はわかると思いますけれども、物すごく暑いんですね。そういうところに今度こども保育園のグラウンドができるとなったときに、今のままの造形でいいのかというのも出てくると私は思うんですね。今回、こういうふうに設計された業者が一番悩んだのがそこなんですね。だから、何回か質問も出ていましたけれども、庁舎から見れば、裏を見せると、表じゃなくて、建物の構造的には。子どもたちが遊ぶのがこっちじゃなくて向こうのほうにつくっているのがほとんどでもあったんですけども、なぜそういうふうになるのかといえば、図形がといいましょうか、三角形で、場所の関係もありますけれども、どうしてもなるんだというふうなことで言われた部分もありましたけれども、本当にこういうふうな自然環境を今のところにつくれば、いろんな難しい問題、湧き水関係の問題も実際出てきているのも、私も確認はしています。こういうところをするためには造成をしなければならぬし、場合によっては民地を購入とかしないと、それをまた今度の意見な

んかにも出てくる可能性というのは十分あると私は思うんですね。そのときに予算をどのようにしていくのかと、この予算内で本当にできるのかということもありましたけれども、言われるように、補助金の関係もあるかと思えますけれども、ぜひ多くの町民の意見を聞いていただくようお願いしておきます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今、町長がちょっと言われましたので、私なりの考えを述べさせていただきたいと思うんですけども、今回はあくまでもプロポーザルなんです。設計コンペだったら十分にあり得ます。あくまでも考え方を聞くプロポーザルなんです。でも、審査員の方々の質問というのは、本当に5億円の中でできますか、この素材は何ですか、このときにどうしますか、それこそ実施設計の中身をほとんど質問されていました。これは、私はやはりあり得ないかなというふうに正直感じました。つまり、質問された設計者も、いや、それは実施設計者が決めるところじゃないですかというのが本心だったと私は思います。だからこそ、こういう建物こそ基本設計と実施設計は一緒にすべきだし、あくまでも基本設計の部分に関してはプロポーザルなので、考え方を聞くところなので、それを審査していただくところなんです。それから、きちんと町民の皆さん、保護者の皆さん、そしていろんな執行部の考え方を聞いた上で、そして実施設計をやっていくのが筋だと私は思っています。それが私の考えですので、その辺は皆さんのほうに要望としてお伝えしておきます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目、3目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。木村議員。

○7番（木村照夫君）

8款2項2目、こちらの資料の24ページ、基山保育園建設に伴う事業計画とございますね。その中で、17節の用地購入費500万円ございます。これは保育園の車両線道路の改良工事の土地だと思いますけれども、この土地はどういう面積で購入するんですか、1点、それを。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、お二人の方からの購入を予定しております。資料25ページを見ていただきますと、向平原・城戸線がございます。こちらから西に向かう広い道路、これは保育園までのアクセスというところで歩道がついておりますので、広くしております。あと、取りつけの道路、細くなってありますが、西に延びた分ですね、お寺の近くになっていますが、こちら合わせて367.63平米を予定しております。ただ、今回この補正予算で予算をいただきまして、境界立ち会いなり、実質的な作業を進めてまいりますので、一応目安というところでお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

平米の単価、何もないかもわかりませんが、前年度やったですか、寺谷線の補修、土地購入でちょうど瀧光徳寺を通過してから基山（きざん）の出っ張りを購入するんだというとき、莫大な予算を組んで、実際売買で買ったのはわずかな金額やったですね。そういう観点から、この500万円というのはどういう金額で出したのか、平米幾らで、こっち左は田でしょうが、その点と、もういっちょ下の22節、電柱移転補償費、これも300万円上がっていますね。その内訳と、田の金額ですね、もしわかれば教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、用地費の算定方法といたしましては、これは去年度ですね、ことしの1月現在で土地の評価をしております。評価の場合は税務と同じ暦年ですので、同じ年内ですので、その評価から今回の土地の価格を求めております。それが2つ合わせて500万円というところでお出しをしております。

あと、電柱移転につきましては、道路が現在でもあるんですが、これの路肩に立っている電柱、これが拡幅することによりまして道路の真ん中になってしまいますので、これについて、これはグリーンパークの企業のほうに行っている高圧の大きい電圧ですが、道路の真ん中になりますので、この電柱を移設するというところでお出しをしております。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

いや、その件ね、確かに電柱がございます。あれは低圧の動力で6600ボルト走っていないですもんね。実際6600ボルト走っているのは、道路のこっちの庁舎側を走っていますもんね。おかしいなと思いながら、こんな300万円て、どういう電柱の装置をするのかなと思ってですね。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、詳細につきましては、これも施設管理者の九電が、今回この予算を受けまして、依

頼をして出していただくこととなりますが、今回、概算で出させていただきます。これにつきましては、電柱は1本なんです、この電柱が動くことによりまして、周りの2本の支線ですね、そういったのは変わります。それと、これは上にヘリコプター用のワイヤーも走っていますので、高圧だというふうに伺っております。要は電柱は1本の移転なんです、この1本が変わることによって、電柱の張力関係の変更で、ほかの電柱の補強が必要になってくるというところで伺っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ついでと言ってはなんですけれども、そこでちょっとわかりません。8款2項2目の部分で、15節の道路改良工事3,122万8,000円。ところが、いただいた資料の24ページをみますと、3,589万9,000円になっているんですよ。これは6月議会で補正されてこういうふうになったのか、ちょっと数字が合致しないので、説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この15節の中身は、橋梁補修工事が精算見込みによりまして467万1,000円の減額をさせていただきます。それで、3,589万9,000円の道路改良費との差し引きで3,122万8,000円を計上させていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私からですけれども、先ほどの久保山議員のプロポーザルの審査員が全然、基本設計の質問、それから、そういう審議をしてみたいな発言があったんですけれども、審査員については、大学教授とか、専門の委員もちゃんといらっしゃるので、おのおのの意匠ですね、それについてちゃんと質問をされていましたし、ちゃんと選考委員会としての機能を果たしておったと私は思いますので、さっきの意見については、委員会を侮辱したものというふうに私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

侮辱と捉えられたことに対しては、私も大変失礼というふうに申し上げます。ですから、要するにそういうことなんです。それぞれの専門家の方が来られることも一つの選考委員の選考でしょうし、私は今回の保育所の基本設計のプロポーザルであるならば、一層のこと全部専門家でもまとめてもよかったのではないかと、そして実施設計まで含めたところであるならば、いろんな方に聞いてもらうということも可能だったかなというふうに考えます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議事録を聞いていただいて、先ほどそう発言されていたのであれば、全然問題ないので、ぜひ議事録の修正をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、5目。末次議員。

○3番（末次 明君）

5目の文化振興費の11節、需用費ですけれども、もともと当初予算のほうでは需用費、修繕料で256万円上がってございましたけれども、今回の修繕料というのは、その部分の修繕の費用なんのでしょうか、それとも新たに何か修繕する箇所が見つかったので補正を立てられたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この分は、まず町民会館の2階のスライディングドアの修繕と、それから、町民会館の東側の裏側といいますか、楽屋のほうから入るところにトラックが出入りするところがありますけれども、あそこ下のアスファルト面がでこぼこしておりますので、トラックを横づけする際に非常に寄せにくいと御指摘いただいておりますので、この分の補修、それに財産管理のほうとあわせませんが、町民会館と役場が2階のほうでつながっておりますカルチャーパーク、この分の修繕の町民会館の割合分を含めて今回修繕料として上げさせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

公共施設、至るところが傷んでおまして、壁とかが剥離したりしているところもありますし、多目的グラウンド等のジョギングコース等も非常に傷んでいるところがありますけれ

ども、こういうふうなのは補正、補正でいかれるんじゃないかと、きちっと計画を立てていかないと予定が立たないと思うんですけれども、やっぱり優先順位はある程度決められたものにとってしていただきたいんですけど、その辺はちゃんと計画されて、次は何をしようと思って計画はしてあるんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

各施設もそれぞれたちまして20年となりますので、やはり更新の時期はそろそろ近づいておりますので、そこはそれぞれの大規模なものに関してはきちっとスケジュールというか、計画を持ってやるような形で考えております。ただ、今回の場合のように、例えばスライディングドアが壊れたりとか、楽屋裏のフロアの補修は前々から少し来ていましたけれども、限界に来たということで今回はさせていただいておりますし、カルチャーパークについても部分的に1階のほうの雨漏りというか、水漏れであったりとか、そういうのもありましたので、ここは緊急を要するということで先に補修をお願いしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

1目の農地農業用施設現年発生災害復旧費について、基本的なことをお伺いします。

7月6日に亀の甲ため池ののり面が崩壊して、吉祥寺のほうから亀の甲ため池に流したらいかんやったから、余水吐きの外を出して放水したですよ。緊急放水を、町の指示でそこに流してくるんなどということで、農地のほうに流したんですよ。課長、知っちゃっと思えますけど、それで農地が潰れちゃったんですよ。そしたら、地権者の方が農林災の申請したら、それは査定が40万円かどうか知りませんが、該当しないからと役場から言われたそうです。

町がここに流さんばいかんという大学教授なりして流したところで、農林災を、農地が壊れますからね、そっちに流したから。それは農林災に該当しませんよ、そんな冷たい農政行政をやっているかと思って、私はびっくりしていますけど、私が間違っているならいいですけど、その辺の状況は把握してありますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

被災の状況だけは確認をさせていただきます。私どもが専門家の方で行ったときには、堤体の一部が崩落したわけで、その崩落した土が洪水吐きの水路を塞いでおりました。そういった形で、要は流れる先がなかった中で、崩落したときに民有地に流れておりました。それについてはやむを得ないですねというところをつけて、その後、専門家の意見を伺いながら、そういった水路のしゅんせつを行いまして、水路がもとに戻った時点で水は切りかえておりますので、あのときはそういったやむを得ない、流れる水路がなかったという中の排水だったというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私も具体的に、現場は一応見たんですよ。課長はそういう考えですけど、常識的に言って、緊急的にそっちに危険放水をしなければならぬと、農地を通らにゃいかんとする状況だったんでしょ。そこに水を出して、亀の甲の安全性を保つためにそっちに流した後を、その経費について地権者の方に農林災が該当しませんからと、町はそんなことを言うんですか。町のほうが指示しとつとに、極端な話、町が指示しとるなら、町の責任だから、その査定に通らんなら町費ですべきですよ。極端な話、先ほど丸林の家屋の流入土砂搬出、そっちよりもこっちのほうが大事なことですよ。ここまできょうは町長の意見を聞かせてもらおうと思って言っているんですけど、一応この先はまだあると思いますけど、地権者の方はそれで……（発言する者あり）そうそう、そいけん、そこんにきは……（発言する者あり）ここまです、あとは言いませんけど、そういう状況が余りにも冷たい仕打ちということで私も聞いておりますから、その辺は町長と話して、その辺は緊急的にやったのなら、当然町の責任ですべきということをおきます。

以上です。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

1つちょっとつけ加えさせていただくと、壊れたところは土のうなりで、そういった措置はしております。そのままではございません。ただ、あくまでも、そういった一般的にいう整備ではありません。そういった復元的な土のうなりの措置はさせていただいております。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

町が指示したかというのは、私も詳しく調べないとわからないんですけども、私がそのときに行ったときは、既にそちらのほうに流れていました。亀の甲ため池がいっぱいだったので、全然吐ききらないわけですから、そこをとめないとおその池は決壊するんですよ。だから、そういう判断のもとにそちらに流されていたというふうに私は認識しています。そして、そこはもう土手が崩れていましたので、その流入をさせないということになると、そこしか吐き口がありませんので、そこにしか行かない状態になっていましたので、そういうふうになっています。ただ、町が指示したかどうかというのは、私が行ったときにはもうそうなっていました。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それはいいですよ。だから、それを個人負担にさせていいのかということをお私言っているんですよ。災害査定に通らんやっただからと、はっきり言ったら、地権者の皆さんがどう言ったかは私も直に聞いていないですけど、ほかの第三者から聞いたんですけど……（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

この件については、後日報告願えますか。お願いいたします。

それから、不規則発言が多いので、注意をお願いいたします。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第36号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第36号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

23ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

24ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款4項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第37号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第37号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ、第1表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

27ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第12 認定第1号

○議長（品川義則君）

日程第12. 認定第1号 平成29年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第1号に対する質疑を終結します。

日程第13 認定第2号

○議長（品川義則君）

日程第13. 認定第2号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第2号に対する質疑を終結します。

日程第14 認定第3号

○議長（品川義則君）

日程第14. 認定第3号 平成29年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第3号に対する質疑を終結します。

日程第15 認定第4号

○議長（品川義則君）

日程第15. 認定第4号 平成29年度基山町下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、認定第4号に対する質疑を終結します。

日程第16 報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第16. 報告第4号 平成29年度基山町健全化判断比率等の報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

日程第17 報告第5号

○議長（品川義則君）

日程第17. 報告第5号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第5号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第18 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第18. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

お諮りします。議事の都合によって、9月10日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、9月10日は休会とすることに決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後4時6分 散会～